

# “ちいさな企業”未来会議

( “日本の未来”応援会議 ～小さな企業が日本を変える～ )

## 取りまとめ

平成24年6月16日

“ちいさな企業”未来会議

# 目次

<u>はじめに</u> .....	1
第1章 中小・小規模企業を取り巻く現状と課題 .....	2
1. 中小・小規模企業を巡る厳しい現状 .....	3
2. 小規模企業の重要性、潜在力、多様性 .....	5
3. 中小・小規模企業を巡る経営課題 .....	7
4. これまでの中小企業政策の評価(反省) .....	8
第2章 中小・小規模企業政策の再構築に向けた基本的な考え方 .....	9
1. 中小・小規模企業政策の目標 .....	10
2. 小規模企業にしっかり焦点を当てた施策体系への再構築 .....	10
3. 様々な段階・形態・指向を有する小規模企業の実情に応じたきめ細かな支援 .....	11
4. 中規模企業に対する支援の着実な実施 .....	11
5. 支援を受ける側の中小・小規模企業自身の自立・自活・努力の重要性 .....	11
第3章 具体的な政策のあり方 .....	12
1. 経営上の課題へのきめ細かな対応 .....	13
2. 次代を担う若手・青年層、女性層の活力の発揮 .....	34
3. 「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等) .....	43
4. 関係省庁(厚労省、農水省、国交省等)と連携した中小・小規模企業支援 .....	45
5. 行政、関係機関等の施策実施体制 .....	46
<u>おわりに</u> .....	49
委員名簿 .....	53
審議スケジュール .....	61
参考資料 .....	63

## はじめに

1. 我が国企業の9割以上を占め、製造業、商業、サービス業など、全国津々浦々にわたり我が国経済を支える中小・小規模企業が、内需減少、新興国との競争、震災・円高など、厳しい環境の中で、如何に、その潜在力・底力を発揮し、もう一度元気になることができるかは国民的課題である。
2. このため、本年3月、枝野幸男経済産業大臣及び岡村正中小企業政策審議会会長（日本商工会議所会頭）を共同議長としつつ、次代を担う青年層や女性層の中小・小規模企業経営者を中心に、税理士等の士業、商店街関係者、中小企業団体、地域金融機関など、幅広い主体の参加の下に、「“日本の未来”応援会議～小さな企業が日本を変える～（略称：“ちいさな企業”未来会議）」を設置した。この会議において、これまでの中小企業政策を真摯に見直すとともに、中小・小規模企業の経営力・活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方を討議することとした。
3. 本会議は、本年3月3日に第1回総会を開催し、その後、限られた時間の中で、3回の個別テーマごとのワーキンググループや青年層・女性層による会合を開催するとともに、全国30カ所以上に及ぶ地方会議を開催し、精力的に「現場の生の声」を伺った。更に、サポーターからの意見募集やインターネット・メール等による幅広い意見募集を行い、これまでにない規模で全国隅々に至る中小・小規模企業関係者の意見を伺った。
4. 今般、こうした活動により集められた膨大な意見を集約・整理し、本会議として、これまでの中小企業政策の反省・改善すべき点と今後の中小・小規模企業政策のあるべき方向性について、以下のとおり、取りまとめ、提言を行うものである。
5. 経済産業省（中小企業庁）においては、この取りまとめを重く受け止め、ここに示された施策の実現に向けしっかり取り組むとともに、関係省庁に働きかけを行い、中小・小規模企業がもう一度元気になることができるよう最大限取り組んでいく。

## 第1章 中小・小規模企業を取り巻く現状と課題

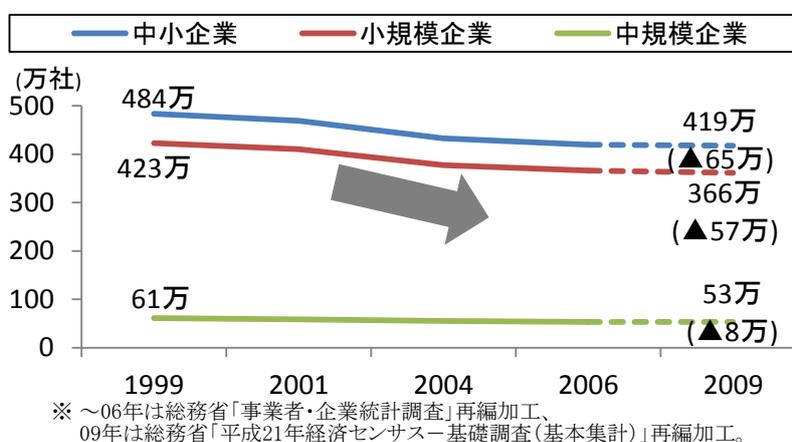
## 1. 中小・小規模企業を巡る厳しい現状

少子高齢化やそれに伴う国内需要の減少、大企業の海外移転等による取引構造の変化、新興国の台頭、震災・円高など、内外環境が大きく変化する中、我が国の中小・小規模企業を巡る状況は、より一層厳しさを増している。

### (1) 企業数の大幅な減少

：中小・小規模企業の数、近年、減少傾向が続いており、とりわけ、小規模企業数は、過去10年で423万社(1999年)から366万社(2009年)へと▲57万社減少するなど、大幅に減少している。

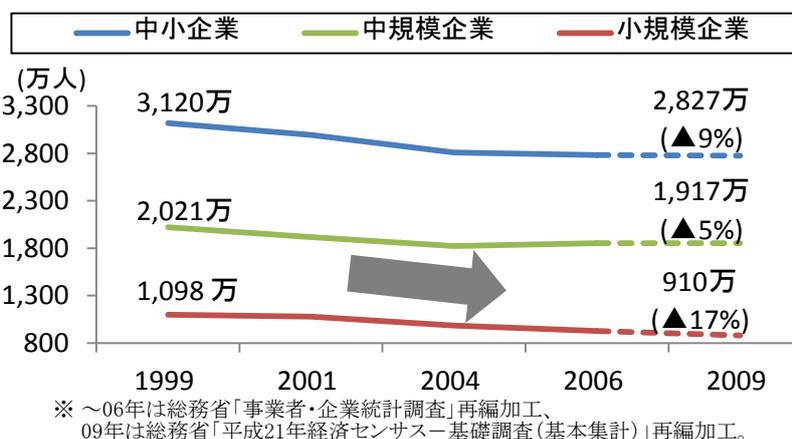
【図1】企業数の推移



### (2) 雇用者数の大幅な減少

：雇用者数も、小規模企業では、過去10年で1,098万人(1999年)から910万人(2009年)へと▲188万人(▲17%)減少するなど、小規模企業を中心に大幅に減少している。

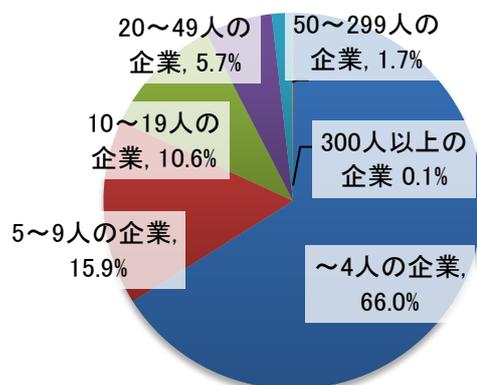
【図2】雇用者数の推移



### (3) 小規模企業の倒産件数の高さ

:倒産する企業のうち、従業員4人以下の企業が66%(全体の2/3)、従業員20人未満の企業が約93%を占めるなど、倒産する企業の大半を小規模企業が占めている。

【図3】倒産件数に占める割合(従業員規模別)

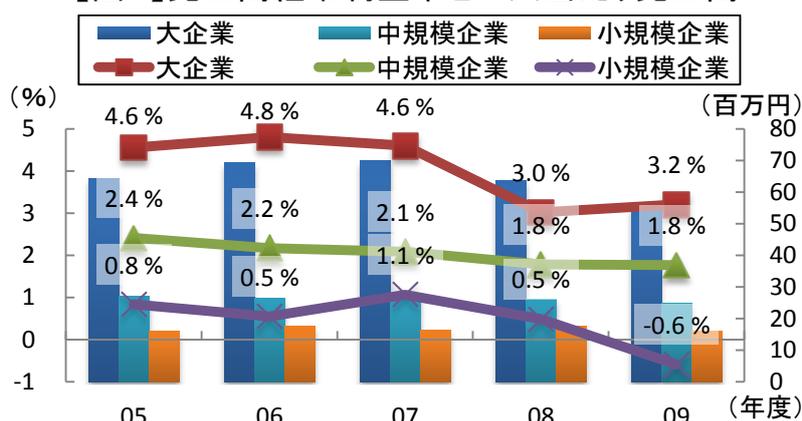


資料：倒産白書2010

### (4) 売上高・収益性の低さ

:例えば、2009年度時点で、大企業、中規模企業の売上高経常利益率が、それぞれ、3.2%、1.8%であるのに対し、小規模企業の売上高経常利益率は、-0.6%であるなど、売上高や収益性も、全体として見ると、大企業・中規模企業に比して、小規模企業は特に低い。

【図4】売上高経常利益率と一人当たり売上高



資料:「法人企業統計」(大企業=資本金1億円以上、中規模企業=1千万~1億円未満、小規模企業=資本金1千万円未満)

## 2. 小規模企業の重要性、潜在力、多様性

小規模企業は、全体としてみると、上記1. のとおり厳しい経営環境にあるが、他方で、我が国経済や地域社会にとって重要な役割を果たすとともに、個々の企業レベルでは大きな潜在力を有する企業も存在するなど、それぞれの状況は多様である。

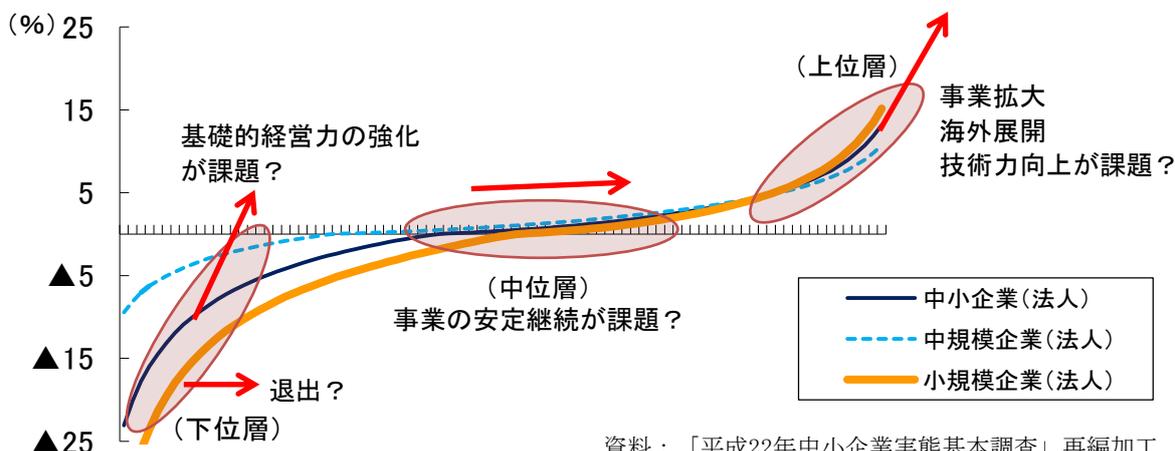
### (1) 小規模企業の重要性

- ①例えば、トヨタ、パナソニック等の現代の大企業がもともと小さな町工場から成長を遂げたこと等にかんがみると、小規模企業は、いわば、今後グローバル企業に成長するなど我が国経済を牽引しうる企業の「苗床」として重要な役割を果たす。
- ②小規模企業は、自動車産業や電機・電子産業といったものづくり分野において、部品供給等を通じ、サプライチェーンの重要な担い手として、我が国製造業の基盤をしっかりと支え、その競争力の源泉となっている。この点は、今般の東日本大震災においても、強く再認識されたところである。
- ③都市・地方を含め、地域に根づく個々の小さな企業や商店街は、地域の経済・社会・雇用をしっかりと支える存在として、重要な役割を果たしている。地元雇用の受け皿になるとともに、新たな需要を掘り起こし、地域密着型の商品やサービスを機動的に提供すること等を通じ、地域社会の富やサステナビリティ(持続可能性)を生み出す源泉として特に重要な存在である。

### (2) 小規模企業の潜在力

- ①小規模企業の経営状況や経営力は、一様ではなく、バラツキがある。実際に、小規模企業の上位2割の利益率は、中規模企業の上位2割の利益率よりも高い。また、同様に、小規模企業の上位1割の利益率は、大企業の上位1割の利益率よりも高いなど、潜在力を発揮する高収益層の小規模企業も存在している。

【図5】企業規模別に見た売上高経常利益率の分布比較



資料：「平成22年中小企業実態基本調査」再編加工

②また、“日本の知恵・技・感性”をいかして海外展開する企業も増加するなど、内外市場の中で潜在力を発揮しうる小規模企業も多い。

(例)

(株)二葉



江戸の伝統技術(東京染小紋)をいかして、欧州市場に進出。

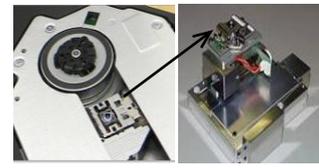
(株)江戸切子の店華硝



江戸切子のガラス

手磨き仕上げにこだわり、繊細な柄を掘る技術を保有。外国人旅行客に好評で海外展開も視野。

(株)デジタルストリーム

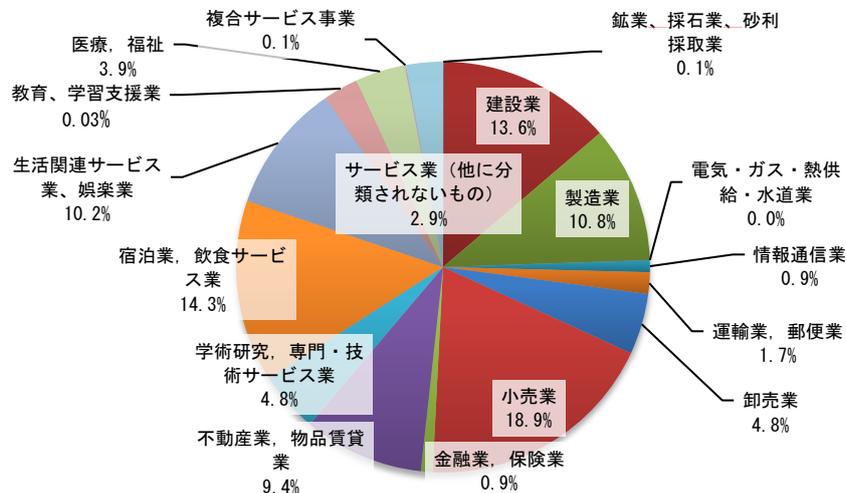


最先端の光科学を実践応用したブルーレイディスク等の評価用の光ピックアップ部品で世界トップシェア。

### (3)小規模企業の多様性

①小規模企業は、製造業、サービス業、旅館・飲食店、建設業など300以上の業種に及び、企業規模や従業員数の規模に加え、上記2.(2)①のとおり、収益性や経営力にもバラツキがある。

【図6】小規模企業の業種構成

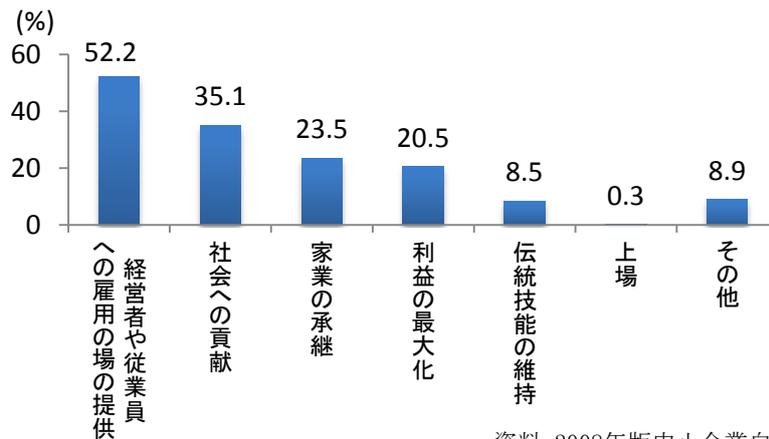


資料：総務省「平成21年経済センサス基礎調査」再編加工

＜小規模企業の定義＞(中小企業基本法第2条)  
概ね従業員数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業者

②経営方針も、雇用の場の提供、社会への貢献、家業の承継など様々である。このため、新分野の開拓や事業拡大を目指す成長指向型の経営を行う企業や、都市・地方を含め、地域経済に根ざし、安定した経営を目指す企業など、経営指向も多様である。

【図7】中小企業の経営方針



資料:2008年版中小企業白書

- ③経営形態についても、高齢の経営者による経営、高齢の経営者と壮年・青年の経営者による共同経営、壮年・青年の経営者による経営、創業間もない青年経営者による経営など、状況は様々である。



小規模企業は、段階・形態・指向が多様であるため、それぞれの実情に応じたきめ細かな対応が必要である。

### 3. 中小・小規模企業を巡る経営課題

中小・小規模企業を巡る内外環境がより一層厳しさを増す中で、各企業が日々直面する経営課題は、多岐にわたるとともに、ますます複雑化・高度化している。

#### (1) 経営上の課題

- ①経営支援体制: 様々な課題・相談ニーズに対応したきめ細かな経営支援
- ②人材: 優秀な人材の確保 等
- ③販路開拓・取引関係: 海外展開など販路開拓、下請取引の適正化・厳格化 等
- ④技術力: 技術力の向上、技術・技能の継承 等
- ⑤資金調達: 自己資本比率が低く、地域金融機関等からの間接金融に依存。  
資本性資金の調達など、ニーズに応じた調達手段の整備が必要。

#### (2) 次代を担う若手・青年層、女性層の活力発揮

: 今後の中小・小規模企業を担う若手・青年層や女性層が活力を発揮するための環境整備

- 若手や女性などによる起業・創業の促進
- 若手・青年層の経営参画・世代交代の促進
- 女性が働きやすい環境の整備 等

### (3)「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等)

- 地域コミュニティを支える商店街等の活性化
- 地域における取引の結びつきの創出と強化

## 4. これまでの中小企業政策の評価(反省)

- (1) これまでの中小企業政策は、1999年の中小企業基本法の改正を経て、どちらかというと、中小企業の中でも比較的大きな企業(中規模企業)などに焦点が当てられがちで、必ずしも、小規模企業にしっかりと焦点を当てた政策体系となっていない。また、既存の支援施策(補助金等)も、小規模企業が活用しやすい制度・運用になっていない場合があり、見直すべき点がある。
- (2) 小規模企業が様々な段階・形態・指向を有しているのに対し、現行の小規模企業向けの支援策は、例えば、一律の貸付上限額(1500万円)、一律の金利(基準金利-0.3%)からなる、いわゆるマル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)や、小規模企業者等設備導入資金制度など、一律の下支え支援策が中心となっており、それぞれの企業の実情に応じたきめ細かな支援策が講じられてきたとは言い難い状況にある。
- (3) 本来、中小・小規模企業に対し、きめ細かな経営支援を行うことが期待されていた既存の経営支援機関や中小企業診断士が、中小・小規模企業を巡る経営課題が複雑化・高度化・専門化する中で、必ずしも、専門性を発揮しつつ、適切な経営支援機能を発揮することができていない状況も見られる。
- (4) 中規模企業、中堅企業に対する施策についても、漏れなく十分に講じられてきたか検証する必要がある。

## 第2章 中小・小規模企業政策の再構築に向けた基本的な考え方

## 1. 中小・小規模企業政策の目標

- (1) 中小・小規模企業が様々な段階・形態・指向を有する中で、中小企業政策により、新分野の開拓や事業拡大を目指す成長指向型の企業が飛躍するための支援を行うことも重要である一方、そのみならず、都市・地方を含め、地域経済に根ざし、安定した経営を目指す企業が活力あるものとして事業を実施できるよう支援することも重要である。
- (2) 本会議の場でも、「小さな企業が大きな企業になることばかりが重要ではなく、多くの小さな企業が地域や社会を支えることも重要」といった意見が出され、こうした意見は、概ね共通の理解を得た。
- (3) これらを踏まえると、中小・小規模企業政策を立案・実施する際の政策目標は、大きく分けて、以下の2つにあると整理することができる。
- ① グローバル市場をも視野に、新産業の芽となるなど、我が国経済の成長を牽引すること（→成長指向型企業の支援）
  - ② 都市・地方を含め、地域の雇用や社会をしっかりと支え、津々浦々に活力と厚みをもたらすこと（小さいがゆえに柔軟かつ機動的にきめ細かな活動が可能）（→地域需要創出型企業の支援）

## 2. 小規模企業にしっかり焦点を当てた施策体系への再構築

- (1) 中小・小規模企業政策の再構築に当たっては、これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業にしっかりと焦点を当てた施策体系へと再構築することが重要である。
- (2) その際、小規模企業に活用しやすい施策を新たに作るだけでなく、既存の支援施策（補助金等）についても、「支援期間が短い」「支援対象が狭い」「金額が大きすぎ使い勝手が悪い」「手続が煩雑」といった小規模企業からの声を真摯に受け止め、一つ一つ抜本的に見直しを行っていくことも重要である。

### <本会議における意見>

- 現状の中小企業策というのは、やはり大きな中小企業向けであると思う。是非、小規模企業向けの支援を講じるべき。（第1回総会）
- 現在の助成金制度は事務手続きが煩雑であったり、金額の規模が大きく、小規模事業者は 使いづらい。（地方会議）

### 3. 様々な段階・形態・指向を有する小規模企業の実情に応じたきめ細かな支援

- (1) 小規模企業が極めて多様であるのに対し、これまでの小規模企業向け支援策が、一律の下支え支援策を中心とするなど、きめ細かな対応がなされてきていないのが現状である。
- (2) 今後は、こうしたこれまでの政策体系を抜本的に見直し、様々な段階・形態・指向を有する小規模企業のそれぞれの実情に応じたきめ細かな支援策を講じていくことが必要である。



上記2. 及び3. の観点から、中小企業基本法における小規模企業の位置づけの精緻化・強化を検討・実施すべきである。

※現行の中小企業基本法では、小規模企業者について、以下のとおり、第8条において配慮規定があるのみである。

(小規模企業への配慮)

第八条 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

### 4. 中規模企業に対する支援の着実な実施

我が国経済の成長を牽引する中規模企業への支援についても、現在の支援策が十分かどうかを検証し、引き続き、着実に支援策を講じていくことが必要である。

### 5. 支援を受ける側の中小・小規模企業自身の自立・自活・努力の重要性

- (1) 本会議では、「支援制度はすばらしいことだが、自力、自営、自活をすることが一番である」、「経営者として支援を求める我々側の姿勢も非常に重要」、「中小企業の経営者は支援ばかり求めるが、雇用を守るなど、自らもう少し義務をきちんと感じる必要がある」、「400万といわれる経営者がどれだけ責任を持って経営をするのかという仕組み作りが求められている」など、支援を受ける企業側の努力や規律の重要性を強調する意見が数多く出された。
- (2) こうした点にかんがみ、中小企業憲章の理念の下、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けて政府が取り組むとともに、中小・小規模企業は、単に政策による支援を求めるだけでなく、自立・自活・努力により、自ら企業の未来と活路を切り拓くために最大限取り組み、経済を牽引する力・社会の主役となることが重要である。

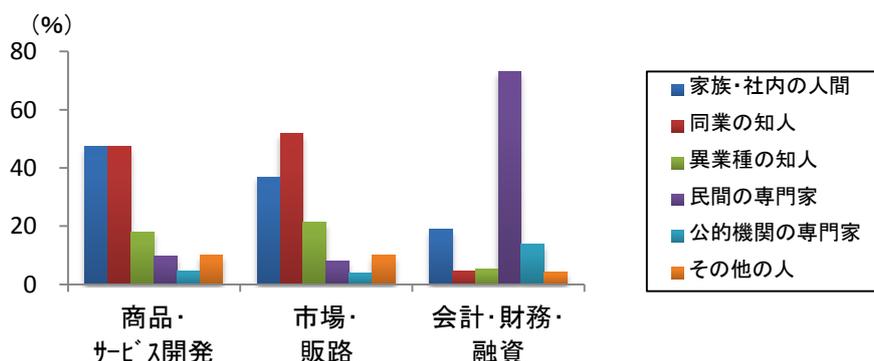
### 第3章 具体的な政策のあり方

## 1. 経営上の課題へのきめ細かな対応

### (1) 経営支援体制

- ① 少子高齢化に伴う国内需要の減少、新興国の台頭、大企業の海外進出に伴う取引構造の変化、震災・円高など、中小・小規模企業を巡る内外環境がこれまでに大きく変化する中で、小規模企業の経営支援ニーズも複雑化・高度化・専門化している。
- ② 例えば、新興国市場の獲得を狙った海外展開、内需減少の中での生き残りのための合理化・高付加価値化、新興国企業との競争に打ち勝つための技術力向上、親企業の海外進出に伴う自社ブランドでの新たな販路開拓、環境・安全面に配慮した品質維持など、経営課題は、多岐にわたり、かつ、いずれの課題も専門的な知識に裏付けされた解決が必要となる。
- ③ こうした中、複雑化・高度化・専門化する経営課題・相談ニーズにきめ細かく対応できる経営支援体制を再構築することが必要となっている。

【図8】経営課題に直面する中小企業が相談する相手



※公的機関の専門家には、商工会・商工会議所を含む。資料:2008年版中小企業白書

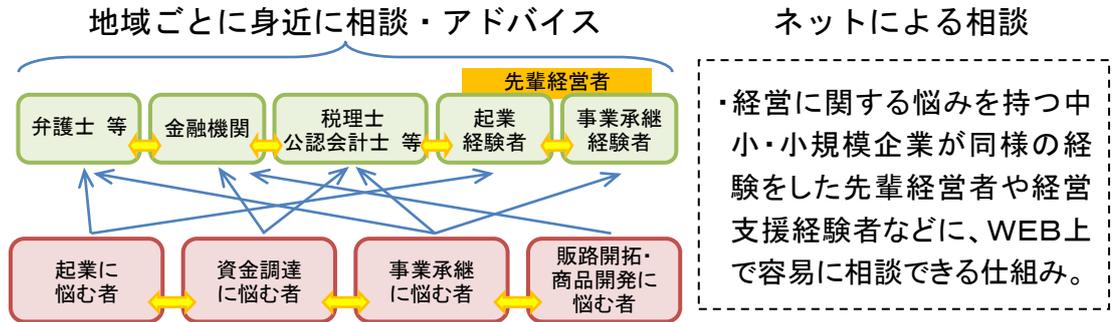
- ④ このため、小規模企業の経営支援体制を再構築し、抜本的に強化するため、新たに以下のような取組を具体的に進めることが必要である。

#### (a) 新たな「知識サポート」プラットフォームの構築(「知識サポート」の抜本強化)

- ・意欲はあるものの「知識」が十分でない事業者・起業者・後継者に対し、起業・安定化・成長・事業承継の各段階で必要となる実践的で生きた「知識」を円滑に共有できる新たな仕組みを構築する。
- ・これにより、起業や事業承継などに悩む者が、地域ごとに悩みを身近に相談し、解決できるようにする。
- ・こうした仕組みを構築するに際しては、意識と質の高いアドバイザー、起業や事業承継の経験者(先輩経営者)、経営支援経験者等を中心とした仕組みとする。機関を参加単位とするのではなく、新たな発想で構成・運営されるもの

として、意欲ある個人の集合体として構成される仕組みとする。

【図9】新たな“知識サポート”プラットフォームのイメージ



- ・上記の新たなプラットフォーム構築に加え、意識と質の高い経営支援機関を新たに立ち上げようとする者(NPO等)に対し、資金面(出資、融資等)などでの開業支援を実施する。

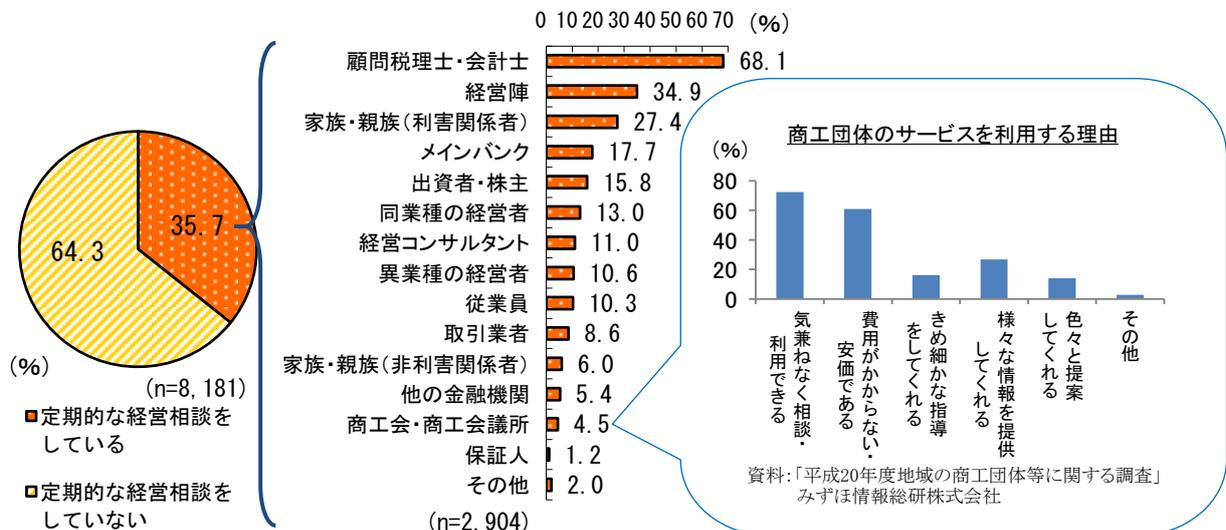
(b) 経営支援機関の評価・能力の“見える化”と発信

: 中小・小規模企業が、より評価と能力の高い経営支援機関を容易に認識・識別でき、その機関に支援を求めることができるよう、経営支援機関の能力や成果を評価し、広く発信する仕組みを創設する(経営支援機関のレーティング制度の創設)。

(c) 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構等の既存機関自身の経営支援機能の再生強化

・これまで中小・小規模企業の経営支援を担ってきた商工会、商工会議所、中小企業団体中央会については、複雑化・高度化している中小・小規模企業の相談に対して、必ずしも十分に対応できていないのではないかという指摘がある。

【図10】中小・小規模企業経営者の経営相談の状況



資料: 中小企業庁委託「中小企業の経営者の事業判断に関する実態調査」(2011年12月(株)野村総合研究所)

・このため、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小機構等の既存機関は、以下の取組を通じた経営支援機能の再生強化を図ることが必要である。

①「現場力」「認知度」の抜本的な向上

②商工会、商工会議所、中小企業団体中央会の機能強化(外部専門家(税理士等)の参画、地区外会員の導入等による地区等を越えた経営支援の展開等)

#### (d) 中小企業診断士の専門性強化等

・中小企業診断士制度は、昭和23年に制度が創設された後、我が国の中小企業の底上げに貢献してきた(登録者数約1万8000人(平成23年6月時点))。

・他方、同制度を巡っては、以下のような指摘もある。

－経営支援ニーズが複雑化・高度化・専門化する中で、これに的確に対応できる制度となっているか

－診断士の所属先や専門分野は多様であるが、小規模企業が自らのニーズに合った診断士を容易に選ぶことができるような仕組みになっていないのではないか

－診断士は、5年ごとに、その間30日以上業務等を行うことで更新が可能とされているが、資格保有者の能力維持は適切に行われているか

・このため、中小企業診断士の専門性を強化するとともに、小規模企業が自らのニーズに合った診断士を容易に選ぶことができるよう、その専門分野を特定・明示するなど、現代のニーズや要求水準に合った実効的な制度へと抜本的な見直しを行うことが必要である。

・また、中小・小規模企業の経営支援を強化する上で、今後一層その役割を担うことが期待される税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士等の若手専門家を養成していくことが重要である。

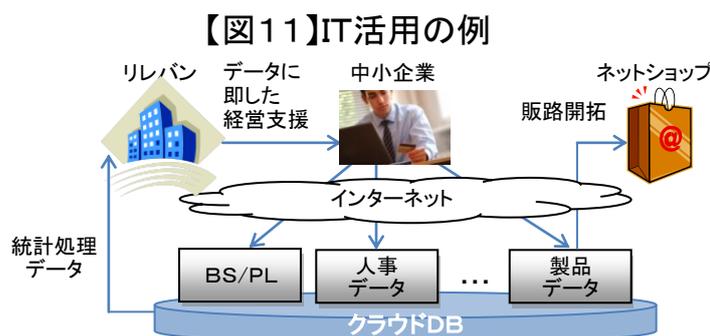
・税理士、公認会計士、弁護士等の士業団体や中小企業団体等の間でも中小・小規模企業支援の充実のため、十分に連携していくことが必要である。

#### (e) ITクラウドを活用した経営支援

・中小・小規模企業の経営力向上、円滑な資金調達(金融機関等へのアカウンタビリティ達成)のためには、自らの財務状況を正確に把握・分析することが不可欠であり、ITは有効な手段である。

・業務の簡素化(記帳の簡略化: ネットde記帳)に加え、経営改善・利益向上や販路開拓のためのIT活用を広めることが必要である。このため、こうしたIT活

用を広めるために効果的な新たな方策を検討し、具体化する。



#### (f) 小規模企業支援法(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号))

・平成5年に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援事業を支援するため制定された本法は、以下の3つの柱で構成されている。

- ①経営改善普及事業(商工会及び商工会議所による経営指導等を支援)
  - ②基盤施設事業(商工会及び商工会議所による共同施設整備を支援)
  - ③連携事業(商工会及び商工会議所を通じた研修や展示会等の実施を支援)
- ・他方、上記②の事業は、平成5年の法律施行後約20年間で利用実績は50件、上記③の連携事業は同様に法律施行後約20年間で実績がないなど、小規模企業のニーズに的確に対応した制度となっていないのではないかという指摘がある。

・こうした実態を踏まえ、今後は、②・③の事業について、小規模企業自身の直接の裨益という側面を重視し、中小企業団体を通じて小規模企業を間接的に支援するのではなく、小規模企業を直接の支援対象とする体系へと見直しを行うことが適当である。

・また、①の事業については、国は都道府県への補助を行うことができることとなっているが、一連の国から都道府県への小規模企業関連予算の移管により、国の補助は無くなっている。①についても、近年の状況変化等を総合的に勘案し、政策評価を行い、必要な見直しを行う。

#### (g) 中小企業経営力強化支援法案の着実かつ迅速な実施

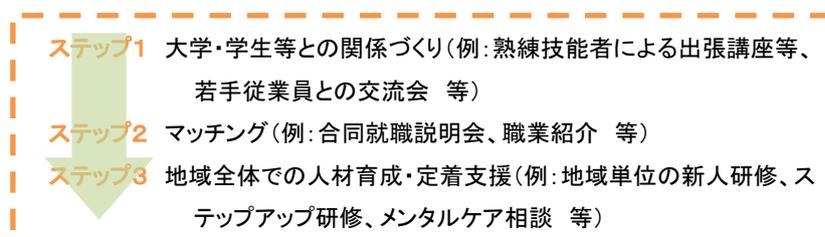
・経営支援の担い手を多様化・活性化を目的とする今般の中小企業経営力強化支援法案を着実かつ迅速に施行することにより、小規模企業への経営支援体制を具体的に充実させる。同法の施行や金融庁が平成23年5月に一部改正した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を通じ、金融機関による小規模企業の経営支援(リレーションシップ・バンキング)を進める。

## (2)人材

: 中小・小規模企業にとって、最も重要な経営資源の一つが「人」である。起業・創業をする力、企業の窮地を乗り越える力、新しい商品・サービスを生み出す力、企業を承継し再生する力……、その全ての源泉が「人」にあり、これをどう確保していくかが極めて重要な課題である。

### ①地域一体となった人材の確保・育成・定着とインターンシップの充実

- (a) 中小・小規模企業は、若手人材確保のニーズが高い一方、学生は大企業志向が強く、若手人材の雇用のミスマッチは依然として解消されていない。また、中小・小規模企業では、従業員の平均年齢が高齢化しており、企業を支える優秀な若手人材の確保・育成・定着が重要な課題となっている。
- (b) これまで、新卒者等に対する技能等を習得するための職場訓練を通じた中小企業の若手人材確保の支援(インターンシップ事業)を延べ15000人規模で実施しており、約4割の就職率を実現し一定の成果を出している。また、平成23年度において、被災地を中心に1000人規模で追加的に実施した。
- (c) また、現在、地域が一体となって、中小・小規模企業が優れた人材を確保し定着させるため、①学生と中小企業の顔の見える関係作り、②両者のマッチング、③新卒者の採用・定着を一気通貫に支援している(平成23年度予算:15億円、約25ヶ所で実施)。



- (d) 今後、若手の雇用ミスマッチの解消のためには、上記(b)のインターンシップ事業を更に充実させるとともに、中小・小規模企業における優秀な若手人材の確保・育成・定着を進めるための上記(c)の地域一体となった一気通貫の支援体制を全国的に大規模に展開することが適当である。
- (e) また、優秀な若手人材を確保する観点から、海外展開や販路拡大等に積極的な企業や優れた技術で世界トップシェアを有する企業などを、例えば、魅力ある小さな企業としてネット等で明示し、優れた企業の知名度の向上を図るべきである(いわゆる“ミシュラン”のような小さな企業の知名度向上など)。

### ②学校段階からのキャリア教育等

- (a) 本会議では、学校教育において、早い段階から、中小・小規模企業で働く魅力

や、中小・小規模企業経営・経営者の魅力を伝えるキャリア教育を充実させていくことが重要であるとの意見が数多く出されており、文部科学省など関係省庁と連携しつつ、これを具体化すべきである。また、学生の企業への定着のためには、卒業校(大学等)による学生の就職後のフォローも重要であり、そうした取組を促進することが重要である。

(b)また、中小・小規模企業が、地域において、労働力として潜在性を有しながら、必ずしも十分にその能力が発揮されていない障害者や高齢者などの労働力を取り込み、生産性向上や経営力強化に繋げていくことも重要であり、これを進めるための効果的な方策を検討する必要がある。

(c)更に、経営者が会計等の知識を会得するなど、経営者の育成・能力向上が重要である。

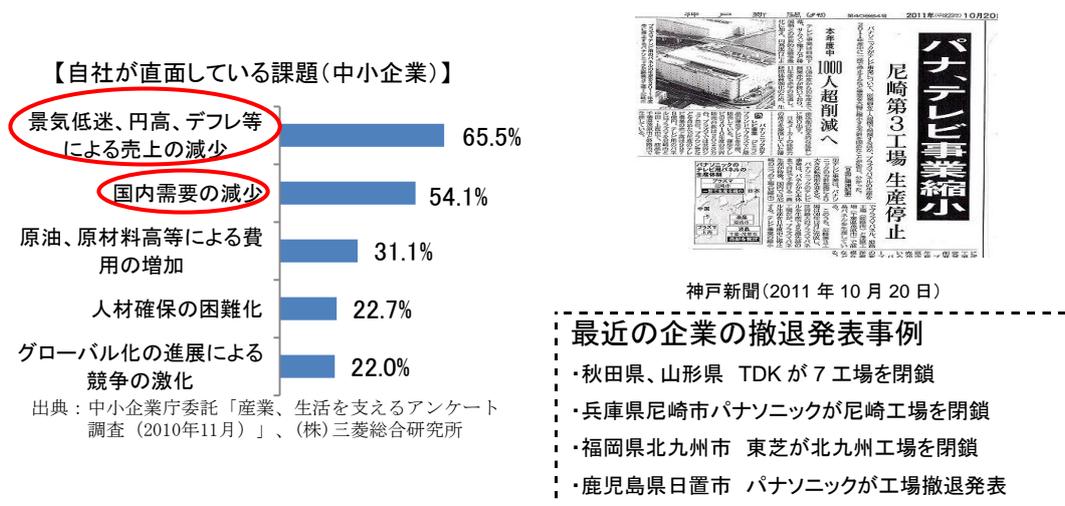
### (3)販路開拓・取引関係

#### ①販路開拓

##### (a)取引構造の変化

・少子高齢化、新興国の台頭、円高・震災等を背景として、国内需要の減少や大企業の海外移転等により、中小・小規模企業を巡る国内取引構造が大きく変化している。これまで大企業に販路等を依存していた経営に限界が生じるとともに、地域や産業集積における取引も減少傾向にある。

【図12】取引構造の変化を巡る現状



##### (b)取引構造の変化を踏まえた販路開拓のための新たな取組

・内需減少・取引構造変化の中で、販路開拓はこれまで以上に重要な課題となっているが、他方で、中小・小規模企業の対応能力には多くの困難がある。

### 【図13】販路拡大に際しての課題

#### 【今後取りくむべきこと(中小企業)】

新規需要の掘り起こし	54.1%
既存事業の高付加価値化	48.2%
新事業の展開	54.1%

出典：中小企業庁委託「産業、生活を支えるアンケート調査（2010年11月）」、(株)三菱総合研究所

#### 【関係者からの生の声】

- ・これまで設備も材料も製法も全て大企業任せだったので、開発や営業の機能が社内にはない(製造業:九州)。
- ・弱点は営業。中小企業にはよい営業人材が集まらないと聞くと、弊社も同じ(ソフトウェア開発:関東)。

・これまで、販路開拓のための支援策としては、主に以下のような支援策が実施されてきた。

#### ◇新事業活動促進支援補助金(平成24年度:20億円)

ー新連携・農商工連携・地域資源活用の事業認定を受けた事業者の新商品開発、販路開拓(展示会出展等)を補助。

#### ◇「販路開拓コーディネート」事業(中小機構)

ーマーケティング企画、テストマーケティングを実施(年間70件程度)

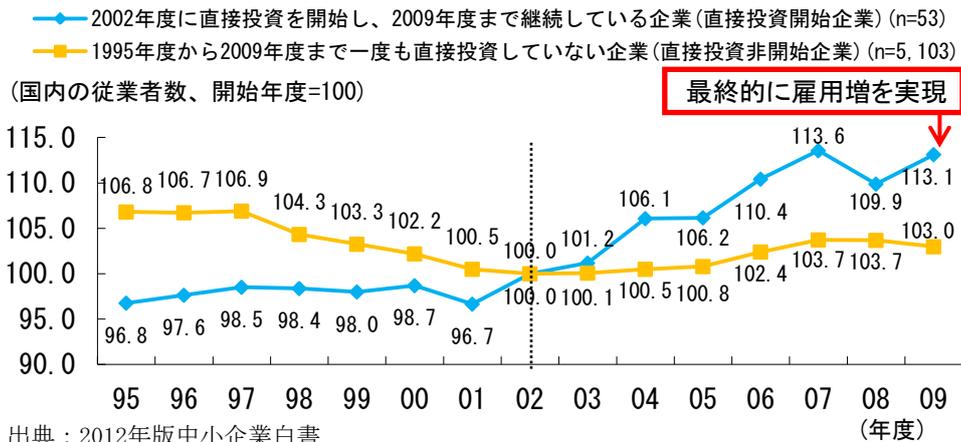
- ・しかし、現在、中小・小規模企業が直面している販路拡大の要請は、内外の構造的な変化に基づくものであり、こうした従来型の支援策では十分とは言えない。むしろ、大きな構造変化の中で、企業自身の構造転換にもつながる変化を促す本質的な取組が必要とされている。
- ・このため、内需減少・取引構造変化の中で、販路の喪失・縮小を余儀なくされた中小・小規模企業が自ら新たな販路を開拓するための取組(マーケティング、新商品開発、量産体制整備等)を集中的に支援する必要がある(補助制度の創設)。
- ・また、販路獲得には、商品・サービスの認知度の向上や商品・サービスが正しく評価されることが重要であり、これを具体化するための施策を検討・実施すべきである。
- ・前述のとおり、販路開拓のためのIT活用を広めることも必要である。

#### (c)海外展開の更なる推進

- ・取引構造の変化が加速化する中、成長著しい新興国市場の成長を取り込んでいくため、日本の知恵・技・感性をいかし、更に海外展開を進めていくことが必要である。
- ・中小・小規模企業の海外展開は、最終的に国内雇用の拡大につながる。(下図参照)

## 【図14】国内雇用の拡大を実現する海外展開企業

### 直接投資開始企業の国内従業者数(中小企業)(2002年度開始)



国内に拠点を維持するなど、我が国の経済成長に結びつくような海外展開を支援していくことが前提となる。

・他方、中小・小規模企業にとって海外展開を進める上での課題は多い。

### 【図15】海外展開を躊躇する理由



出典：中小企業のグローバル化の実態にかかるアンケート調査  
(2009年12月)、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

・これまでの取組

- 中小企業海外展開支援会議(議長:経済産業大臣)の設置(2010年10月)
- 中小企業海外展開支援大綱(2011年6月策定、2012年3月改訂)
- 関係省庁(外務省、農水省、金融庁)や機関(日弁連・JICA等が新たに参画)からなるオールジャパンの支援体制を確立。

<個別支援策>

- ◇ジェトロ・中小機構による支援(展示会への出展支援、バイヤー招聘、専門家アドバイスなど)(24年度:28億円)
- ◇JAPANブランド育成支援事業(24年度:4億円)
- ◇海外展開資金(融資制度)
- ◇海外展開中小企業の資本増強支援(24年度:24億円)等

・今後の取組

:これまで、海外展開のための一定の枠組や支援策を講じてきた中で、今後は、①具体的な海外展開につながる実践的な発掘・サポート等の強化、②更なる支援策の整備・制度改善により、具体的な成果を重ねていく段階にあると言える。

#### (i) 徹底した企業発掘ときめ細かな支援

- －日本の知恵・技・感性をいかした有望商品・技術を持つ中小・小規模企業の発掘を更に進める。
- －発掘した企業に対し、個別企業の事情に応じたきめ細かな支援(例えば、情報提供、FS調査、適切な専門家サポート等)を集中的に実施する。
- －海外における認知度を向上させるための方策を講じるとともに、中小・小規模企業の立場にたったワンストップ支援体制を充実させる。

#### (ii) 地域・業種連携による海外展開

- －中小・小規模企業は、経営資源に限りがあることを踏まえ、地域の強み(産業集積・地域資源等)などを活かした地域・業種で連携した海外展開の取組を支援するための新たな仕組み(補助制度)を創設する。例えば、地域集積については、「中小企業海外展開戦略集積地域構想(仮称)」のようなスキームで新たな仕組みを展開する。

#### (iii) 現地安定操業の実現

- －現地の生産・販売活動の支援(ビジネス環境整備)をより充実させるべきである。具体的には、政府が前面に出て売り込みを行うとともに、政府間交渉により、相手国からインセンティブやビジネス環境整備のための措置を確保するとともに、我が国と相手国の支援機関間の連携、現地での大使館・ジェトロ・JICA等の日本側在外関係機関の連携、弁護士等の土業の国際ネットワーク活用などを推進する。

#### (iv) 出資の拡充

- －自己資本の少ない中小・小規模企業が海外展開を行うに当たっては、より長期的な視点での資金供給が必要であり、制度改正を含め、これを実現するための方策を検討・実施する。

#### (v) 制度の運用改善

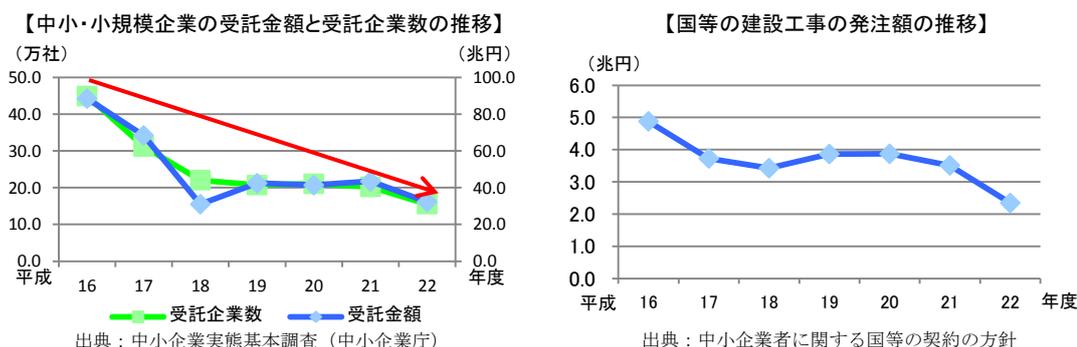
- －本会議においても、例えば、「ジャパンプランド事業の支援期間は3年間であるが、実際に海外展開を軌道に乗せるには、例えば5年間など、より長期の支援が必要であり支援期間を延長すべき」といった意見が出されており、海外展開に係る支援策について、支援期間の長期化など、実態に合わせた運用の改善を行う。

## ②取引関係

### (a) 取引関係の現状(下請取引など)

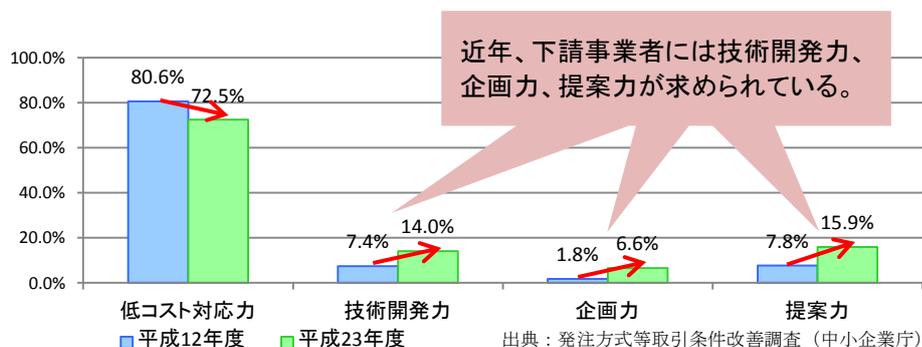
- ・国内需要の減少や大企業の海外移転等による取引構造の変化の中で、価格や在庫リスク等の面で、中小・小規模企業の交渉力は強くなく、取引環境は依然厳しい状況にある。
- ・また、円高等による海外移転などを受けて、大企業等の発注企業から中小・小規模企業へ発注する仕事が減少している。

【図16】下請取引等の減少傾向



- ・下請事業者へのニーズが変化し、親事業者はコストだけでなく「新技術等の企画・提案ができる」といった点等をより重視するようになっている。

【図17】親事業者が下請事業者に期待すること



### (b) 下請取引等の適正化の現状

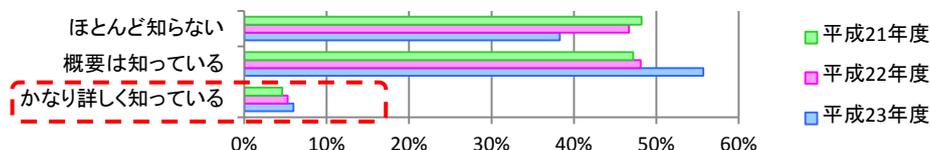
- ・下請代金支払遅延等防止法の違反件数は減少していない。

【図18】下請代金支払遅延等防止法の違反件数の推移

	書面調査	申告	立入検査等 (中企庁)	指導	措置請求 (中企庁)	勧告 (公取委)
平成20年度	396,507	209	1,117	12,278	4	15
平成21年度	466,668	172	1,052	13,285	2	15
平成22年度	497,800	196	1,224	17,135	4	15

- ・違反の大部分は、親事業者の担当者の下請代金支払遅延等防止法に対する認識不足によるものと考えられる。

【図19】下請代金支払遅延等防止法の認識度



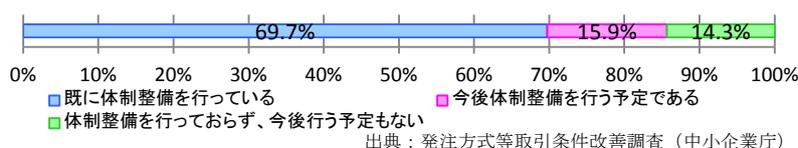
- ・建設業については、建設業法に基づき、1,053件の立入検査等を行い、勧告等の措置を実施している。(勧告件数:426件)【国交省】

(c)取引の適正化への対応

- ・親事業者の認識不足による違反への対応

:親事業者のコンプライアンス体制は、必ずしも十分に整備されていない場合もあり、こうした体制整備を速やかに行うことが必要である。

【図20】親事業者のコンプライアンス体制の整備状況

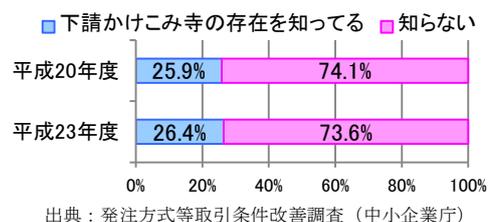


- ・悪質な親事業者の違反への対応

:現状では、必ずしも中小・小規模企業が相談しやすい環境となっていないため、相談しやすい環境を整備することが必要である。

【図21】下請かけこみ寺への相談件数(中企庁) 【図22】下請かけこみ寺の認知度

	下請代金法	建設業関係	運送業関係	合計
平成21年度	949	1,466	248	5,142
平成22年度	928	1,257	211	4,468
平成23年度	925	1,021	148	4,179



- ・悪質な親事業者に対して十分な取締を行うことができているかを十分に検証するとともに、対象を他の取引にまで広げる必要はあるかどうか、また、広げる場合にはどのような範囲に広げることが適切かを調査・検討し、必要な場合には、制度見直しを行うことが適当である。

(例えば、流通分野等では、対象がプライベートブランドの製造委託等に限られているが、これを汎用品にまで広げる必要はあるか等)

【図23】現行の下請代金支払遅延等防止法の規制対象

<業務委託の内容>	<資本金規模>
a. 物品の製造・修理、 情報成果物作成(プログラム)、 役務提供(運送、倉庫、情報処理)	①3億円超の企業から3億円以下の企業への発注 ②1千万円超3億円以下の企業から1千万円以下の企業への発注
b. その他の情報成果物作成や役務提供	③5千万円超の企業から5千万円以下の企業への発注 ④1千万円超5千万円以下の企業から1千万円以下の企業への発注

(d) 下請企業等の振興への対応

- ・下請企業の振興を目的として制定された「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」は、親事業者と下請事業者が共同で取り組む事業を支援するものであるが、平成6年度以降、同法に基づく事業の承認実績は無く、必ずしも、実態やニーズに合った法体系となっていない。
- ・他方、下請中小企業を巡る状況にかんがみ、例えば、以下のような取組を進めることにより、下請中小企業の潜在力や生産性を高めることができると考えられる。

(i) 中小・小規模企業グループの活用

: 金融機関や税理士、公認会計士、弁護士等の士業、公的支援機関などによる縦のつながりに加え、地域に根ざした中小・小規模企業同士による横のつながりをベースに、中小・小規模企業の潜在力をなお一層高めることができると考えられる。

(ii) 生産性の向上

: 生産現場の情報化が進展する中、外部人材による支援や情報通信機器の使用に慣れている青年層などの活用により、各企業の更なる生産性向上を図ることはできないか。

- ・このため、今般、上記のような取組を念頭に、中小・小規模企業の横の連携を進めるための支援を創設するなど、他の中小・小規模企業を支援する法律等の状況も踏まえつつ、「下請中小企業振興法」を抜本的に見直すことが適当である。

(4) 技術

: 我が国の中小・小規模企業が、厳しい国際競争環境の中で、潜在力・底力を発揮し、活力あるものとして事業を進めていくためには、人材や販路開拓などに加え、技術力の向上・継承や事業承継をしっかりと行っていくことが重要である。

## ①技術力の更なる向上

- (a)ものづくり基盤技術の分野において、新興国は我が国を猛追し、拡大する海外市場の争奪戦もますます激化している。こうした中、我が国が、ものづくり技術において国際競争に打ち勝つため、技術力の更なる強化が必要である。
- (b)現在、戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)(平成24年度予算:132億円)により、鑄造や切削加工など22分野のものづくり基盤技術開発を支援したり、グローバル技術連携事業(平成24年度新規予算:6億円)により技術流出防止等のための技術開発等を支援している。
- (c)しかし、これらの事業については、「中規模企業との競争になり採択されにくい」「小規模企業であまりに高度な技術開発を申請するのは困難」「支援規模が大きすぎる」など、小規模企業にとって活用しにくいとの指摘がある。実際に、例えば、戦略的基盤技術高度化支援事業(サポイン事業)の採択実績を見ると、以下のとおり、小規模企業の採択率は低い。

【図24】サポイン事業における採択実績

H22-23年度	全体	うち小規模企業
計画認定数	1,517	656(43.2%)
事業採択数	570	164(28.8%)

- (d)このため、今般、新たに、小規模企業が活用しやすい事業規模・事業期間・技術類型での技術・試作開発を支援する助成制度を創設すべきである(「小規模企業向け即効型技術開発支援事業」の創設)。また、既存の上記2事業についても、小規模企業による活用を可能な限り進めるため、小規模企業が活用しやすい事業規模等に配慮するなど必要な運用の見直しを行うとともに、採択に向けたきめ細かな支援を行う体制を整備する。サポイン事業については、支援対象分野が適切か、ニーズを踏まえて再精査する。
- (e)上記の個々の企業の技術力の問題に加え、産業空洞化と地域内取引融通の減少により、国内のものづくり産業集積が崩壊しつつある。こうした中、協力企業が減少し、ネットワークが衰退することにより、受注の取りこぼしが生じるなど、競争力の低下に一層の拍車がかかっている。

※例えば、東京都大田区では、9人以下の企業が8割を占めるが、1983年の最盛期に比べ、現在は企業数は半減し、オンリーワン企業も散逸している状況。また、東京都墨田区でも、9人以下の企業が9割を占め、現在の企業数は1970年の最盛期の3分の1に減少。

このため、地域の小規模ものづくり企業の連携の構築・強化が重要であること

から、これを効果的に支援するための具体的方策を検討し、実施する。

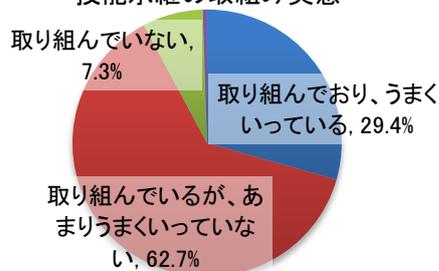
(f)また、我が国中小・小規模企業がグローバル競争を勝ち抜くため、技術やデザインの強みを知的財産としてしっかり保護・活用していくことが重要である。

## ②技術・技能の継承

(a)我が国が、今後も、ものづくり技術において国際競争に打ち勝っていくためには、これまで企業や人に蓄積された技術・技能・知恵を着実に次の世代へと継承していくことが必要である。しかし、現実的には、これを行うための人的余裕や資金が不足しており、必ずしも、これらの継承がうまく進んでいないのが現状である。

【図25】技術・技能の継承を巡る厳しい現状

ベテラン従業員から若手従業員への  
技能承継の取組み実態



資料：中小企業金融公庫総合研究所  
「第193回中小企業動向調査」(2007年)

<事業者の声>

- ・高度な仕事が多くなっており、特定の熟練工への依存・負荷が増加。  
→若手の育成は一層困難に。
- ・経営者には適切な方法論が必ずしも分らないことが多い。
- ・若手のものづくりのレベルが低下  
→ものづくり基礎力向上が必要  
→ノウハウが必要、コストがかかる。



(b)このため、厚生労働省、文部科学省、経済産業省が連携し、以下のような技術・技能継承の促進のための総合的な支援を検討・実施する。

- ・体制整備：社外訓練機関での研修（職業・教育訓練を大企業の所有する研修施設の利用にまで拡大）、次世代に伝える技術・技能を指導するマイスター制度の創設、技術・技能継承のための全社的な手引き書の作成、熟練工の指導能力向上等
- ・社外活用：地域の大学・高専・産業支援機関等の施設・指導者等を活用した地域ぐるみの訓練等
- ・ものづくり人材の着実な確保：技術・技能基礎力養成から、現場での見習い、就職・就職後のフォローまでを行う企業、団体、NPO、組合等の活動の促進等

## ③事業承継の円滑化

(a)我が国のものづくり企業において、後継者不足や経営の行き詰まりにより、事業承継が円滑に進まないまま、技術・技能・知恵を有する企業が倒産・消滅し、我が国からこれらの貴重な経営資源が急速に失われつつあるとの指摘がある。

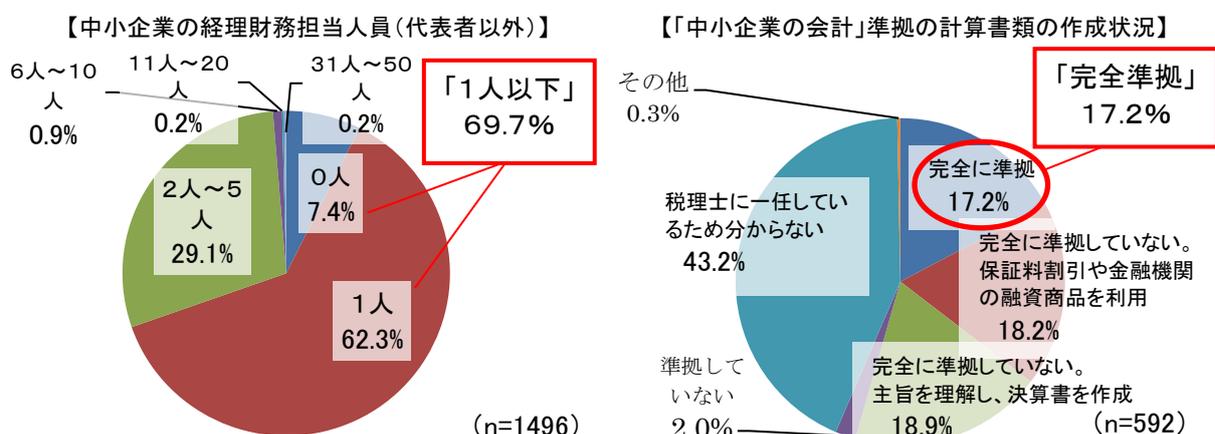
- (b) こうした貴重な経営資源を我が国に残し、更に強い企業体がこれを継承していくことを推進するため、事業承継をより一層円滑化することが重要である。
- (c) 現在、改正産活法(平成23年7月施行)による事業引継ぎ支援(現時点で全国7カ所の事業引継ぎ支援センターでマッチング支援を実施)や事業承継税制による事業承継の支援を行っている。
- (d) しかし、本会議でも「事業承継に必要な専門的知識が不足しており、そのサポート体制を充実させるべき」「事業承継税制が使い勝手が良いものになっていない」などの指摘が多くなされており、今後、更なる事業承継の円滑化に向け、以下に取り組む必要がある。

- ・事業承継に係る「知識サポート」体制の充実
- ・雇用要件のあり方など、事業承継税制を活用しやすいものへと見直し
- ・事業引継ぎ支援センターの機能活性化と全国的な拡充 等

## (5) 基礎経営力(企業会計ルールの活用等)

- ①「資金の確保・調達力」「財務経営力(企業会計等)」「技術力、人材」といった「基礎経営力」は、いわば企業の“足腰”であり、その強化を図ることが重要である。そのうち、「財務経営力(企業会計等)」やそれを通じた「資金の確保・調達力」は、経営の根幹として特に重要である。いわば、これまでのように「帳簿」を税務処理のための道具とするのみならず、今後は、「経営状況把握や経営改善のための道具」として活用していくことが必要である。
- ②しかし、実態を見ると、これまでの中小企業会計(中小指針)に完全準拠している中小企業は、わずか2割未満にとどまる。この背景には、中小・小規模企業の少ない経理人員や税法上の会計処理が中心な中小・小規模企業の実態がある。

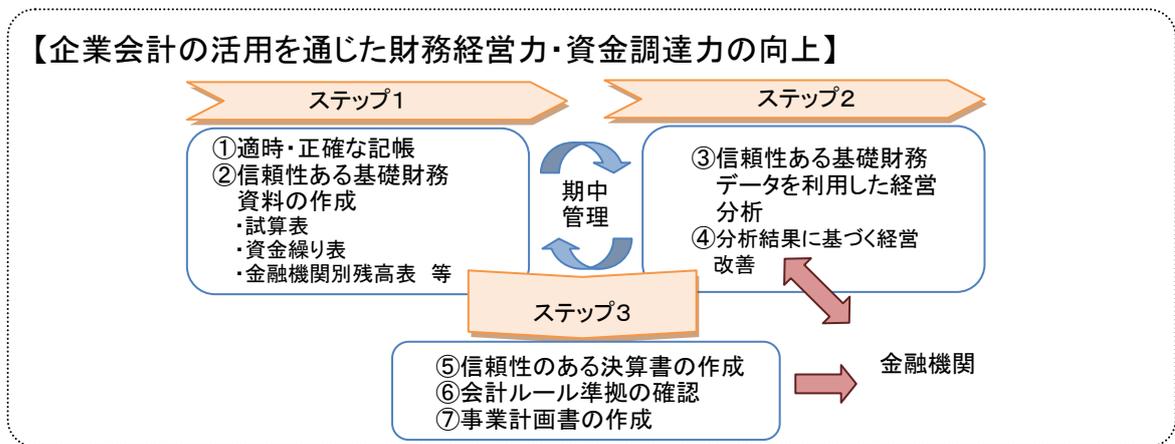
【図26】中小・小規模企業における企業会計への対応状況



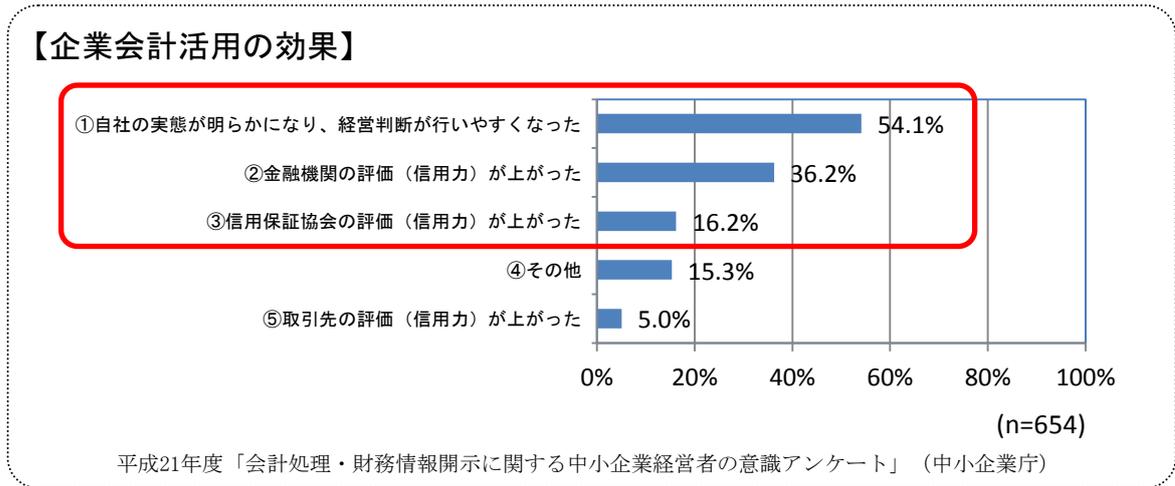
平成22年度「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」(中小企業庁)

③このような中小・小規模企業の実態を踏まえ、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」を策定した。この中小会計要領の活用を通じ、中小・小規模企業の財務経営力、資金調達力の向上が期待される。

【図27】新たな中小企業会計ルール(中小会計要領)の活用



- 【克服すべき課題】
- 中小・小規模企業の課題
    - ・ 企業会計活用の重要性への理解をどう深めるか。
    - ・ 日々の正確な記帳習慣をどのように定着させるか。
    - ・ 信頼性のある財務資料、決算書の作成をどのように行うか。
    - ・ 財務資料、決算書の信頼性をどのように担保するか。
    - ・ 期中管理(月次決算や予実管理等)を通じた経営改善をどのように行うか。
    - ・ 未来を指向する事業計画書をどのように作成するか。
  - 税理士・公認会計士、経営支援機関の課題
    - ・ 企業会計の活用を通じた基礎経営力の強化を目指す中小・小規模企業をどう支援していくか。



④今後、中小会計要領を更に普及していくため、決算書の信頼性確保の観点から、税理士、公認会計士等の会計専門家による確認の仕組みについて検討するとともに、主として、以下のような普及策を積極的に講じていくことが必要である。

【広報・普及】

- ・会計啓発・普及セミナーの全国各地での開催(400回、2万人受講目標)

#### 【導入インセンティブ】

- ・中小ものづくり高度化法(サポイン法)等による認定にあたり、中小会計要領準拠の決算書提出を奨励
- ・新事業活動促進支援補助金等の公募での中小会計要領準拠決算書提出の評価
- ・信用保証協会による中小企業会計割引制度の見直し検討
- ・日本政策金融公庫による期中での会計活用への優遇融資制度(基準金利▲0.4%)創設

※日本税理士会連合会による「「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト」等を準拠確認に活用。

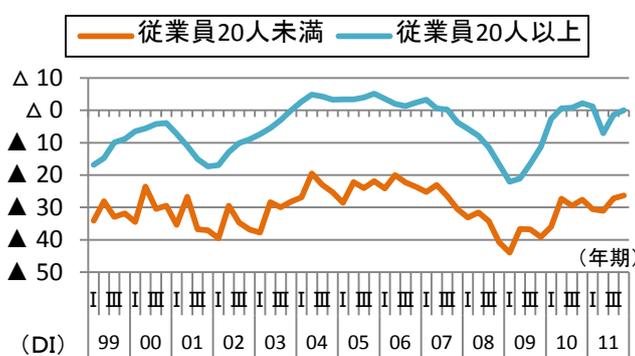
#### 【金融行政での活用】

- ・金融検査マニュアル・監督指針に、金融機関による顧客企業へのコンサルティング機能発揮に当たって中小会計要領の活用は有効と記載 等

## (6)資金調達

- ①中小・小規模企業を巡る資金環境は、依然として厳しい状況にある。

【図28】資金繰りDIの推移と資金調達を巡る状況



(資料) 株式会社日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査結果」  
(注) 資金繰りDIは「好転」-「悪化」企業割合

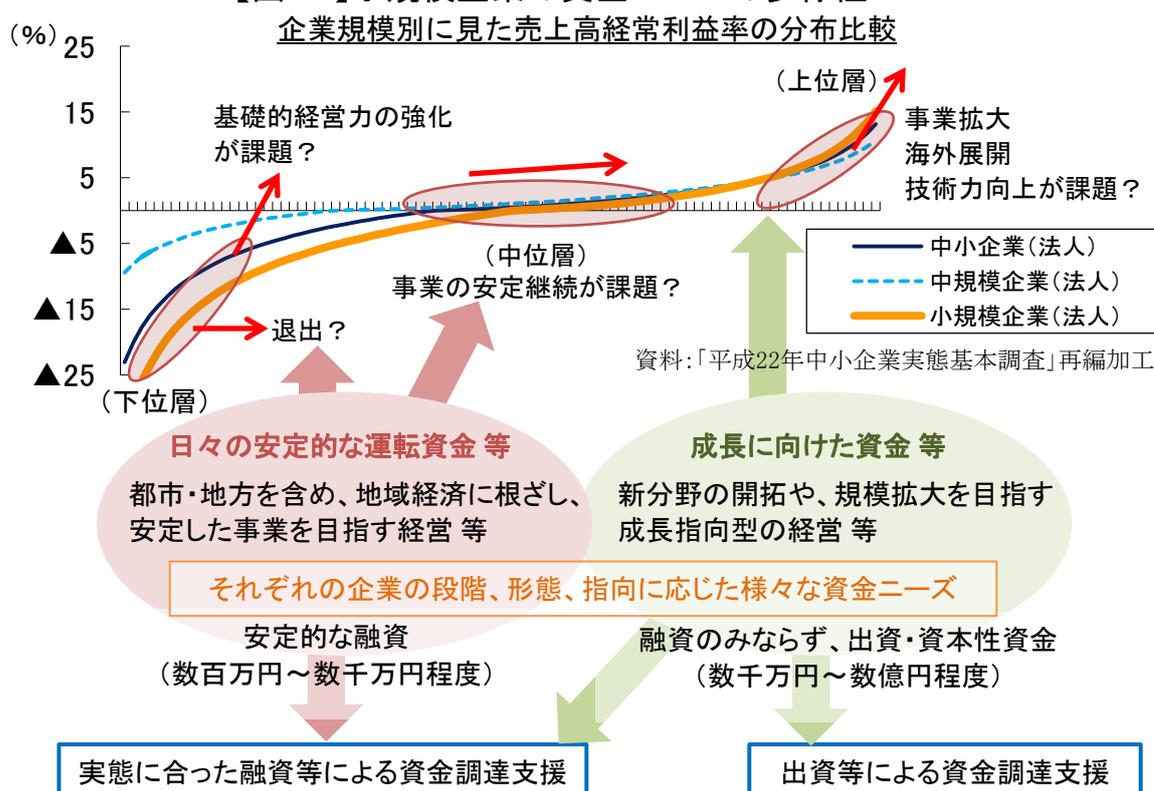
○中小企業金融円滑化法の期限を1年延長する法律(平成25年3月まで)が今国会ですでに成立(3月30日成立)。

○リーマンショック後、セーフティネット保証5号について原則全業種を指定(H22年度末保証残高17兆7,150億円)。

※中小企業経営力強化支援法案を今国会に提出。経営支援の担い手の多様化・活性化を通じた支援機能を強化。

- ②こうした中、小規模企業の経営状況や経営力は一様ではなく、それぞれの段階・形態・指向に応じた多様な資金ニーズを有している。例えば、成長指向型の企業は、事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等のための規模の大きな資金を必要とする。他方、地域に根ざし、安定した経営を目指す企業は、資金の規模は小さいものの、安定的な資金供給を必要とするといった傾向が見られる。

【図29】小規模企業の資金ニーズの多様性

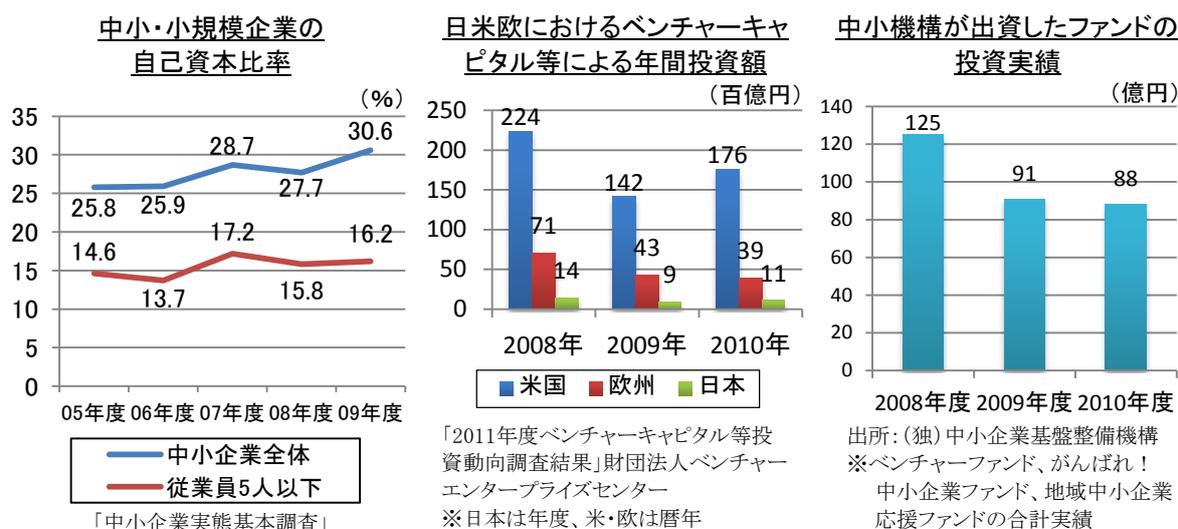


- ③他方、現行の小規模企業向けの金融支援策は、一律の貸付上限額（1500万円）、一律の金利（基準金利－0.3%）からなる、いわゆるマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）や、小規模企業者等設備導入資金制度など、昭和30～40年代に創設された一律の下支え金融支援策が中心となっており、それぞれの企業の実情に応じたきめ細かな金融支援措置が講じられていない。

※現行のマル経融資は、貸付実績が最近10年間で1/2以下に減少し（平成12年度3,073億円→平成22年度1,478億円）、利用者の約7割がリピーターである。小規模企業者等設備導入資金制度は、事業実績が過去10年間で1/3以下に減少し（平成12年度:479億円→平成22年度:147億円）、25の都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止するなど、現代の小規模企業の資金ニーズに適切に対応できていない状況にある。

- ④また、小規模企業は、地域金融機関等からの間接金融に依存しがちであるため、自己資本比率は低く、ベンチャーキャピタル等による投資額も欧米に比して低調である。

【図30】出資等による資金調達の低調傾向



⑤このため、これまでの一律的な小規模企業向け金融支援策を見直し、それぞれの企業の段階・形態・指向に応じきめ細かな支援措置を講じるものとする。

具体的には、

- (a) 事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等を目指す成長指向型の小規模企業に対し、必要な資金を円滑に供給するため、新たに出資（“小さな企業”未来出資）のスキームを設けるとともに、資本性資金（資本性劣後ローン等）の供給を実施する。これらを通じ、成長指向型の小規模企業の自己資本の充実を図る。
- (b) 現行の一律のマル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）を抜本的に見直し、それぞれの小規模企業の段階・形態・指向に応じたきめ細かな新たな融資制度（新“小規模企業融資制度”）を構築する。

具体的には、

- ・成長指向型の小規模企業には、事業拡大・新分野開拓、海外展開、技術力向上等のための資金を円滑に供給するため、より一層の低利化や無利子化を検討するとともに、貸付上限額を大幅に拡大する。
- ・都市・地方を含め、地域に根ざし、安定的な経営を目指す企業（地域需要創出型企業）には、安定的な資金を供給する観点から、一定の要件の下に貸付期間を延長する。
- ・その際、運用面についても、業種分類を見直すなど、実態に応じた見直しを行う。融資に伴う経営指導について、その必要性・実効性につ

いて根本から精査し、これまでの発想にとらわれず、より企業側にとって効果的な“企業本位”の新たな融資スキームへと移行する。

(c) 小規模企業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付又は貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記(b)のきめ細かな「新“小規模企業融資制度”」の創設に合わせ、廃止する。

(d) また、日本政策金融公庫による低利融資制度についても、小規模企業から「敷居が高く感じる」「審査に時間がかかる」「条件が厳しい」といった声も出ていることを踏まえ、小規模企業がより活用しやすいものへと、実態を踏まえて、制度運用や業務遂行方法等の見直しを行う。

⑥ また、本会議における意見を踏まえ、信用保証や担保手段のあり方についても、見直しを行う。具体的には、

(a) 「同じ国費を投入するのであれば、信用保証協会は不要で、日本政策金融公庫に投入すればよい。信用保証協会がなくなれば、地域金融機関がリスクを考えて企業と付き合いようになる」との意見もあった一方で、「保証協会は基本的には中小企業の信用を補完する機能なので、市中銀行の融資先とのリレーションシップを活用できる立場にある」との意見もあったところであり、これらの観点を踏まえながら、現行の信用保証制度について精査・見直しを行う。

(b) より円滑な資金調達を可能とするため、資金調達手段の多様化や従来型の不動産担保以外にも担保手段を拡充する観点から、電子記録債権の活用やABL(動産・債権担保融資)の促進について、実務家を含めた関係者間で協議し、必要となる制度・環境整備を進める。なお、会議では「ABL促進のため、売掛金の譲渡禁止特約について、制限的な取扱いを検討すべき。」との意見が出された。

(c) また、個人保証に過度に依存しない融資の推進のため、一定の要件の下で経営者本人の保証を猶予する手法や再生局面における個人保証の整理方法など、個人保証のあり方についても、これまで果たしてきた役割を検証しつつ、見直しを行う。

## (7)その他の経営上の課題

### ①東日本大震災からの復興

(a)平成23年3月11日に発生した東日本大震災への対応として、地域の経済や雇用を支える中小企業に対して、資金繰りや二重債務問題への対策、工場・商店街等の復旧・復興支援、風評被害への対策等が平成23年度の補正予算、平成24年度予算等を通じて進められている。今後とも被災した中小企業の早期の復興のための取組を着実に実施していくことが求められる。

### ②社会保障改革や雇用規制強化による負担等

(a)地域の雇用を担う中小・小規模企業は、厳しい経営環境にも関わらず、大企業と同様の雇用保険や厚生年金の事業主負担を課せられており、社会保険料の負担はもはや限界にきている。

(b)パート労働者に対する社会保険の適用拡大や高年齢者雇用確保義務の強化などの社会保障改革や雇用規制強化によって、中小・小規模企業が過度な負担を負うことのないよう配慮が求められる。

(c)その他の規制制度(参入規制や組合の設立要件など)についても、小規模企業に過度な規制となっていないか検証する必要がある。法人税負担など税制面での課題を指摘する声もあり、日本経済と地域の雇用を支える中小企業を支援するため、中小企業に関連する税制についても不断に見直していく。

(d)また、中小・小規模企業が優れた人材を確保し、働く意欲を引き出すために、労働問題の改善や職場環境の整備を進めるとともに、労務管理面での法令をしっかりと遵守する。

### ③BCPの普及促進

(a)東日本大震災等によるサプライチェーン断絶等の経験から、「防災」及び「緊急時における事業継続」のためBCPの重要性が再認識された。

(b)BCPを日常的な事業活動の一環と位置付け、緊急時の事業継続はもとより、平時に於いても経営の効率化に資するものとして、個々の事業者だけでなく、団体単位、地域単位での普及促進に向けた取組が求められる。

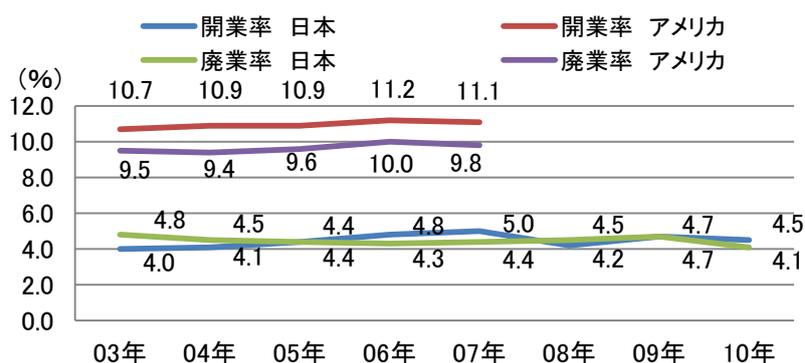
## 2. 次代を担う若手・青年層、女性層の活力の発揮

### (1) 若手・女性層による起業・創業の抜本的推進

#### ① 起業・創業を巡る現状

(a) 日本の開廃業率は、米国など他国に比べて低い水準にある。また、廃業率が開業率を上回ることもあり、我が国経済の活力増進や新陳代謝の促進の観点からは、起業・創業を推進することが必要である。

【図31】日本・アメリカの開廃業率



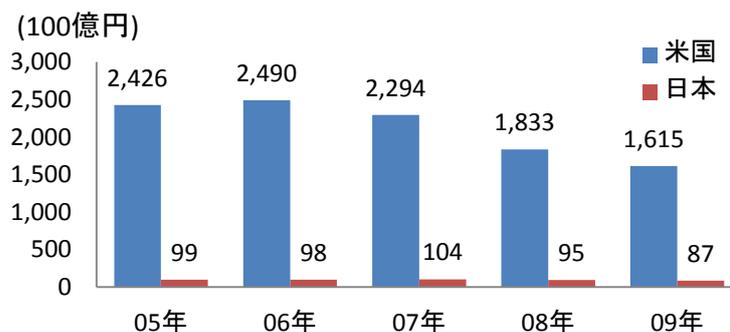
資料：日本 厚生労働省「雇用保険事業年報」  
 米国 U.S. Small Business Administration  
 「The Small Business Economy A Report to the President(2010)」  
 08年、09年の値は「not available」

#### 【起業・創業の意義・重要性】

- 我が国経済社会に活力をもたらし、新陳代謝を促す。
- グローバル市場をも視野とした新産業の芽を生み出す。産業構造を高度化。
- 都市・地方を含め、地域の雇用や需要を生み出し、地域に活力をもたらす。
- 多様かつ複線的な働き方を提供する。

(b)しかし、ベンチャーキャピタル等による投資額は欧米に比して低調であり、起業・創業を試みようとする者に対する資金供給は、必ずしも潤沢ではない。

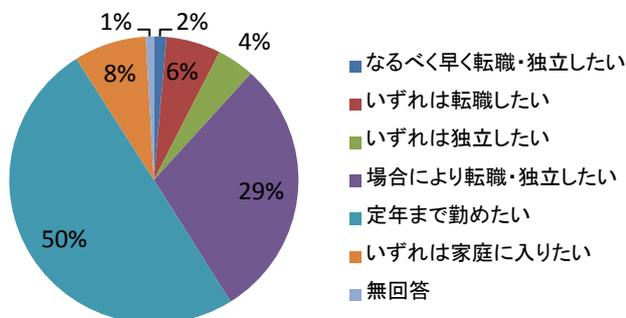
【図32】日本・アメリカのベンチャーキャピタルによる投資残高



資料：米国はNVCA YEARBOOK (1\$=90円換算)、日本は各年報告書による。  
 財団法人日本ベンチャーエンタープライズセンター

(c) 我が国の雇用に対する意識を見ると、以前とは相対的に変化が生じているものの、全体としてみると、依然として、終身雇用志向が強く、積極的に独立しようとする意識は高くない。

【図33】日本における雇用に対する意識



資料：「2011年度新入社員会社や社会に対する意識調査」  
社団法人日本能率協会

(d) こうした中、起業家の平均年齢は上昇傾向にあり、より若い世代が積極的に起業・創業を目指す状況にはないのが現状である。

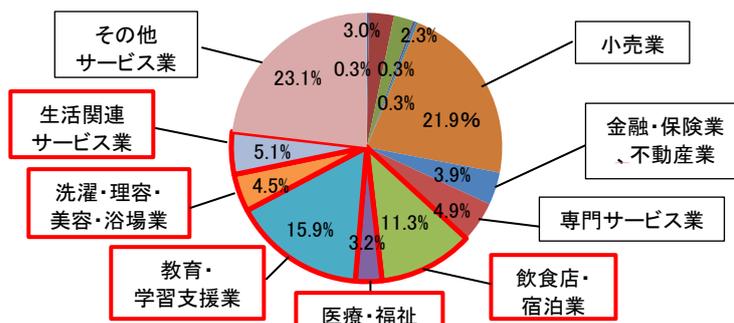
【図34】日本の起業家の平均年齢



資料：「2011年度新規開業実態調査」日本政策金融公庫

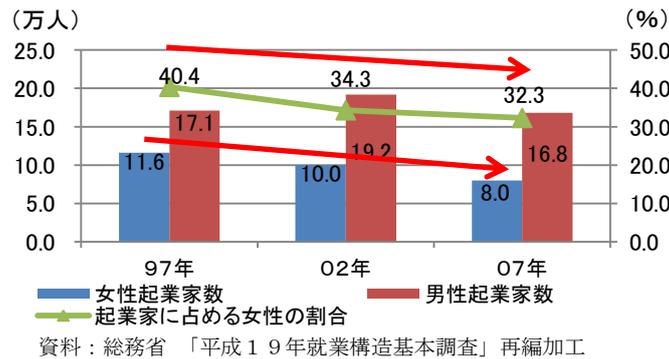
(e) 特に、女性起業家は、福祉・介護、美容・雑貨小物販売、教育・学習支援等、経験や感性を活かした起業・創業が期待されるが、その人数・割合ともに近年減少している。

【図35】女性起業家の起業分野



資料：総務省「平成19年就業構造基本調査」再編加工

【図36】女性起業家の人数及び起業家全体に占める割合推移



## ②起業・創業の抜本的推進に向けた基本的考え方

(a) 多様な起業・創業スタイルや起業家が存在し、それぞれの課題に対応したきめ細かな施策を講じる必要がある。

### ○多様な起業・創業スタイル

市場への迅速な事業拡大を目指す成長指向型の起業・創業

若者活力・女性力を活かして地域ニーズに応える需要創出型の起業・創業

先代から引き継がれた知恵や資産を活用し新事業に挑戦する第二創業

### ○多様な起業家

：若者、サラリーマン・従業員(スピンアウト人材)、女性、後継者 等

(b) しかしながら、現在の起業・創業政策は、多様な起業・創業スタイルに応じた支援ニーズに必ずしも十分応えることができていない。また、支援窓口の体制が十分であるとはいえない状況であり、支援策の周知が不足している。このため、今後は、多様な起業・創業スタイルに応じたきめ細かな支援を講じるとともに、知識サポート体制の抜本的強化と全国津々浦々へのわかりやすい情報提供をしていく必要がある。

#### 【現行の起業・創業支援策】

- 日本政策金融公庫による新創業融資制度
- 信用保証協会による創業関連保証等
- エンジェル税制、ストックオプション税制
- 中小企業基盤整備機構によるファンド出資事業、専門家継続派遣事業 等

## ③今後の起業・創業支援の具体的なあり方

(a) 今後は、大きく以下の3つの起業・創業スタイルに分けて、それぞれに応じた支援策をきめ細かく講じていく。

### ○グローバル成長型起業・創業

：大企業等からのスピンアウト人材等が、高度な技術・サービス・システムや革新的なビジネスモデルなどをベースに、グローバル市場の獲得を念頭に迅速な事業拡大を目指して起業・創業するもの

(例)大企業の職員が企業内で未活用の研究成果やビジネスアイデア等をもとに独立。事例としては、宇宙船内服の技術による消臭効果の高い下着、ロケットで使われている断熱塗料を応用した住宅用塗料など

### ○地域需要創出型起業・創業(若手・女性等による起業・創業)

：都市・地方を含め、若手・女性層などが中心となって、個人や少数従業員の企業、複数人による協働をはじめ、活力ある“小さな企業”として、主として地域の需要や雇用を支えるものとして起業・創業するもの(※ネット販売を通じ、国内外に販路拡大をすること等はある)

(例)ウェブデザイン・子育て・介護などのサービス、服飾・靴等のデザイン・販売、パン等の食品製造・販売、ネイルサロン・雑貨小物販売、学習塾・教室など

### ○第二創業

：既に事業を営んでいる企業において、例えば、若手後継者が先代から事業を引き継いだ場合などに、業態転換をしたり、新事業・新分野に進出したりするもの

### (b)グローバル成長型起業・創業向けの支援策

- ・厳しい経済状況の中、出資インセンティブが低下するなど、起業家向けの資金供給は低迷している。また、先行きが不透明な経済社会環境の中で、高度な技術・能力等を有する者が大企業等からスピンアウトして起業することを躊躇しがちな状況にある。このため、こうした者が起業しようとするきっかけを大胆に作り、起業家の母数を抜本的に拡大することが必要である。
- ・具体的には、まず、大企業等からスピンアウトした人材等がグローバル市場を目指して起業する場合に、その資金を供給するために新たな補助制度を創設する(「“小さな企業”未来補助金」の創設)。これにより、当面1千件程度の“未来のグローバル企業の芽”を大胆に創り出すものとする。
- ・また、本会議でも「エンジェル税制は使い勝手がよくなく、利用しづらい」との意見が多く出されたことを踏まえ、エンジェル税制について十分に検証するとともに

に、創業関連税制を総合的に見直し、起業・創業がより一層促進されるような税制体系を構築すべく検討する。その際、大企業等からのスピンアウトが阻害されない働き方に中立的な課税制度への見直しについても検討する。

- ・現在、起業支援の公的な出資事業としては、中小企業基盤整備機構が起業支援出資事業を実施しているが、国全体としてこうした出資事業に期待される効果が十分に発揮され活性化するよう、実施主体を含め、実施のあり方を根本から見直すとともに、少なくとも、中小機構が実施する起業支援出資事業については、民間ファンドによるエクイティ投資インセンティブを向上させる観点から、中小機構以外の民間出資者に対し、出資分を回収した後の投資利回りの優先分配を行うなど、運用の見直しを行うことが必要である。

### (c) 地域需要創出型起業・創業向けの支援策(若者・女性等の起業・創業支援)

- ・若者の活力・センスや女性ならではの経験・感性・視点を活かした起業・創業によって、都市・地方を含め、地域社会・生活のニーズに応えるきめ細かなサービスや商品が新たに提供され、雇用が生まれることは我が国経済にとって重要である。特に、会社勤務の経験や資格を有するなど、潜在的に高い能力を有するものの、子育て等によりいったん離職した女性などが、その能力を活かして起業・創業することは、我が国の経済社会の潜在的な活力を引き出す上で極めて重要である。
- ・しかし、若手・女性層の起業に際しては、開業資金の調達手段が十分でないといった資金面の問題に加え、本会議では、特に、「創業時や創業後の経営に関する知識・ノウハウが不足しており、知識サポートを抜本的に強化すべきである」との切実な意見が数多く出されており、こうした要因から若手・女性等が起業・創業を躊躇する実態がある。
- ・他方、現行の支援は、融資以外の金融支援はほとんどなく、実務的な知識サポートも必ずしも行き届いていないなど、十分とは言えない。
- ・このため、若手・女性等による起業・創業を抜本的に促進する観点から、これまでの支援策に加え、今般、以下の支援策を大胆に講じるべきである。
  - (i) 開業資金の円滑な供給のための新たな補助制度(「“小さな企業”未来補助金」)の創設。これにより、当面1万件程度の“小さな企業”を大胆に創り出すものとする。
  - (ii) 投資家・金融機関等とのマッチング機会の創設、創業後の経営支援と一体となった融資・保証制度の創設

- (iii) 創業時・創業後の経営面のきめ細かな「知識サポート」の抜本的強化
  - － 起業家養成訓練制度(相談・講習等)の創設
  - － 実践的に生きた知識に容易にアクセスできるよう、新たな「知識サポート」の仕組み(プラットフォーム)を創設
- (iv) 創業間もない企業の商品・サービスの認知度確保・向上のための支援
- (v) その他、関連税制の見直し等による起業・創業の円滑化

※上記(b)及び(c)の起業・創業の促進に関連し、中小企業施策(補助金採択等)に「若手・女性等の起業家枠」を設定することを検討・実施する。

※また、「初等・中等教育の段階から起業・創業に対する考え方や経営について学ぶことが起業・創業の動機付けにつながる」といった意見が複数あり、子供の頃からの起業・創業も含めたキャリア教育を促すための取組が必要である。

#### (d) 第二創業向けの支援策

- ・後継者が、先代から事業を円滑に承継するとともに、それに合わせ、思い切った業態転換や新事業への展開を積極的に行っていくことは、企業体としての活力を回復・向上させ、事業を更に飛躍させる観点から、極めて重要である。
- ・他方、事業承継に関して、「事業承継税制は要件が厳しすぎ、活用しにくい」「事業承継に関する知識サポートを充実させるべき」「個人保証のあり方を見直すべき」といった意見があるとともに、「思い切った新事業展開を後押しする支援がない」といった意見が強い。
- ・このため、
  - (i) 上述の通り、事業承継税制の見直し、事業承継に係る法律実務等の「知識サポート」体制の整備、個人保証のあり方を見直しなどを通じ、事業承継を円滑化するとともに、
  - (ii) 今般、新たに、先代から事業を引き継いだ若手後継者などによる新事業展開を後押しするため、これに向けたテストマーケティングや試作品開発に対する補助制度(第二創業補助金)を創設すべきである。

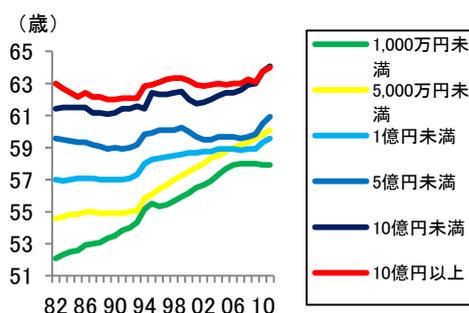
## (2) 若手・青年層を日本の新たな活力・主役とするための方策

### ① 若手・青年層の経営参画の促進・世代交代の円滑化

- (a) 中小・小規模企業でも、急速に経営層の高年齢化が進展しており、企業経営において、若手・青年層の活力を取り込んでいくよう、世代交代を促していくこ

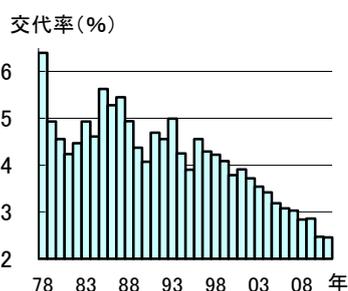
とが重要である。

【図37】社長の平均年齢  
(資本金規模別)



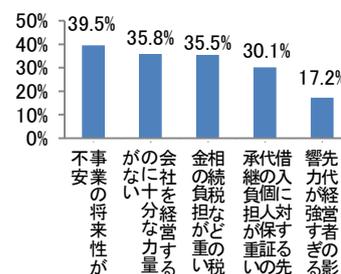
資料：(株)帝国データバンク調べ

【図38】社長交代率の推移  
(1978年～2011年)



資料：「全国社長分析」  
(株)帝国データバンク

【図39】事業承継の際に  
想定される問題



資料：2008年11月「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」商工中金

(b)また、中小機構や商工会、商工会議所、中小企業団体中央会といった中小企業団体においても、その活動を抜本的に活性化していく観点から、女性層を含めた若手・青年層の役割を強化していくことが重要である。

(c)このため、

- ・上述の通り、関連税制の見直し、知識サポートの充実、個人保証のあり方の見直し等を通じた事業承継の円滑化や、後継者等による新事業展開を後押しするための補助制度(第二創業補助金)の創設を通じ、企業における世代交代(事業承継)を促進するとともに、
- ・例えば、中小企業団体における役員の一定割合を女性層を含めた若手・青年層とすること等を通じ、中小企業団体における若手・青年層の役割を具体的に強化していくことが必要である。

## ②若手人材の確保・活力発揮

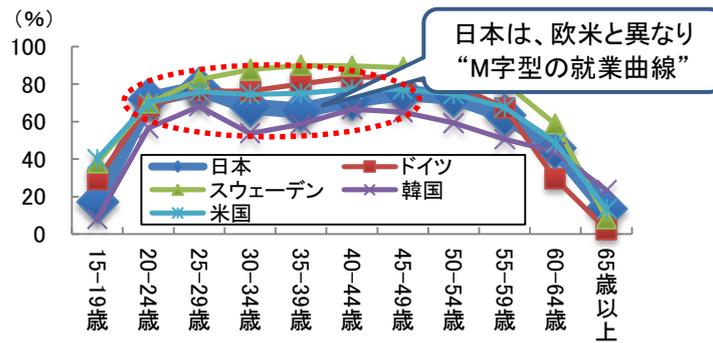
:中小・小規模企業において若手・青年層が活力を発揮することにより、企業そのものが活性化し、飛躍する原動力となるよう、上述のとおり、地域ぐるみでの一貫した人材・確保・育成、インターンシップ事業、学校教育からのキャリア教育等を通じた若手人材の確保・育成・定着や、技術・技能の継承による若手人材の能力向上を着実に進めることが必要である。

## (3)女性が働きやすい環境の整備

### ①女性の就業状況

(a)欧米諸国と異なり、日本の女性の就業率は“M字型の就業曲線”を描いており、子育ての期間である30～40歳代の女性が低くなる傾向にある。

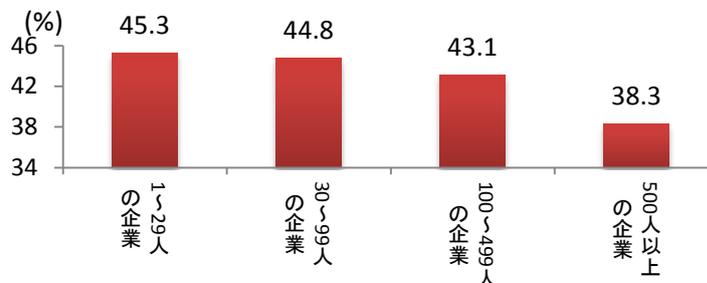
【図40】女性の年齢別労働力率



資料:日本は総務省「労働力調査」、その他はILO「LABORSTA」

(b) 他方、規模の小さい企業ほど、女性の従業員が多く、中小・小規模における女性従業員の役割は、極めて重要である。

【図41】女性従業員比率(従業員規模別)



資料:総務省「労働力調査2010」

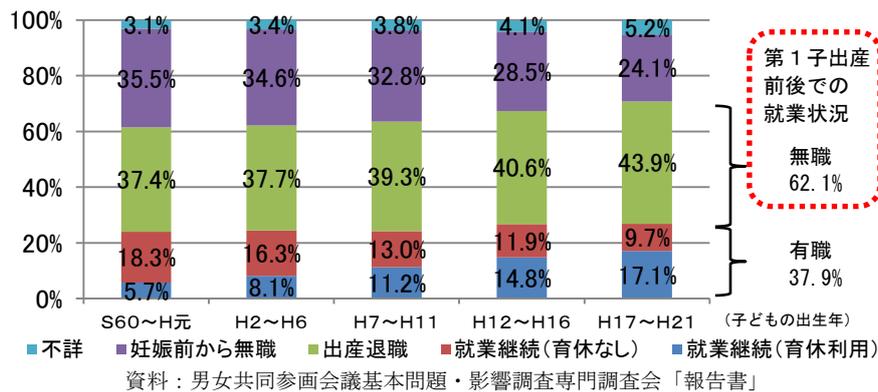
②女性による起業・創業の促進(女性の活力の発揮)

:女性の雇用状況は、新たな分野への進出が徐々に進んでいるが、職場環境の整備への取組・支援は、必ずしも十分ではない。上記(1)③(c)のとおり、女性の経験・感性等を活かした起業・創業によって、地域社会・生活ニーズに応えるきめ細かなサービス等が提供され、新たな雇用やビジネスの創出による起業と就業の好循環を生み出すには、開業資金の円滑な供給を支援する資金支援や、実践的に生きた知識が容易にアクセスできる新たな「知識サポート」の仕組みの創設等により、女性の活力を発揮させることが必要である。

③女性が働きやすい環境の整備

(a) 第1子出産を機に職場を離職する女性の割合が依然として高く、仕事と育児の両立が難しい状況にある。また、中小・小規模企業は、女性活用に向けた取組があまり進んでいない状況にある。

【図42】子どもの出生年別第1子前後の妻の就業経歴



(b)これまで、仕事と育児の両立支援として、育児休業等両立支援制度(育児・介護休業法)や事業主の行動計画の取組を支援する制度(次世代育成支援対策推進法)といった制度整備、各種助成金を通じた事業主支援、表彰等による事業主の意識醸成等を実施している。

(c)しかし、女性が働きやすい職場環境の整備を図るためには、保育所の増設、学童保育時間の延長等や事業主の仕事と育児の両立支援への取組など、これまでの支援策で十分とは言い切れない。また、企業内の女性が、女性の視点からの提案を行うことや、結婚・出産を機に退職し、主婦が再就職する際にできるだけ社会とのブランクを空けない仕組みなども必要とされている。

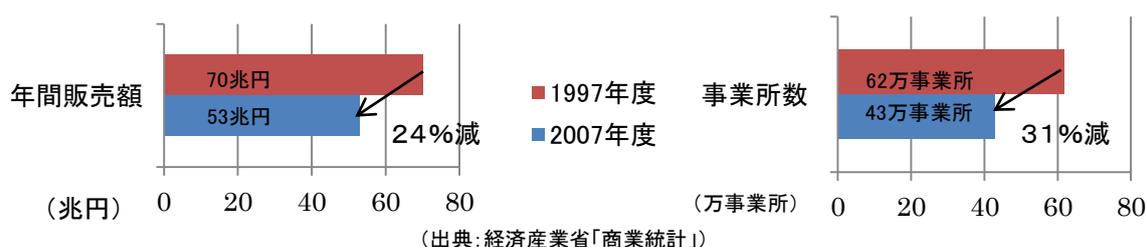
(d)このため、待機児童を解消し、利用者の多様なニーズに対応するための子育て支援サービスの拡充を図るとともに、関係省庁が連携して、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業支援や、ブランクを埋める女性求職者の支援を行う。具体的には、仕事と家庭を両立したい女性を支援し、業績向上につなげている企業の表彰制度を創設するとともに、出産等で退職し、再就職を希望する主婦層が働きやすい魅力ある中小・小規模企業へ円滑に職場復帰できるよう職場実習事業(主婦層向けインターンシップ事業)を創設する。

### 3. 「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等)

#### (1) 地域コミュニティの拠点としての商店街

- ① 地域の中の中小・小規模企業を見てみると、とりわけ地域に密着した活動を通じて地域経済を支える商店街の衰退が著しく、年間販売額・事業所数ともに1997年から2007年の10年間で8割を切る水準に落ち込んでいる。

【図43】商店街の年間販売額及び事業所数の推移(1997年→2007年)



- ② これまでの商店街政策として、中小小売商業振興法等で組織化を後押しするとともに、アーケードや防犯カメラなどの商店街のインフラ機能の構築を支援してきた。しかし、本会議でもたびたび指摘があったように、商店街は地域の高齢者の交流の場など、地域のコミュニティの核としての機能も有している。このため、従来の商店街支援策に加えて、平成24年度から商店街のコミュニティ機能強化を支援する「地域商業再生事業」を実施しており、こうした事業の拡充を検討する。

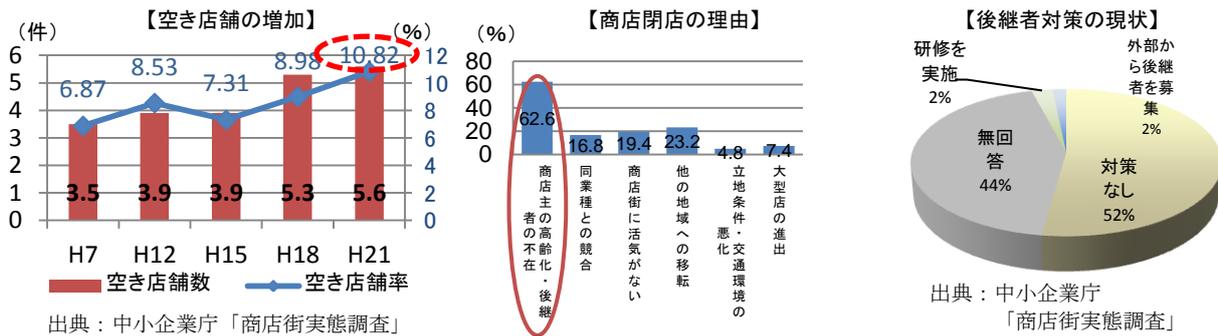
【図44】商店街の果たすコミュニティ機能



#### (2) 地域の商業集積を支える中核店舗の育成・支援

- ① 商店街を構成する個別の店舗についても、店主の高齢化・後継者不足などから空き店舗の増加に歯止めがかかっていない。空き店舗が増加・固定化すると、商店街全体の機能の維持が困難となるため、地域の商店街を活性化させるためには、商店街を構成する個店の魅力向上も必須である。

【図45】商店の高齢化・後継者不足と空き店舗の増加



②これまでも空き店舗対策は行ってきたが、自らが転居してまで店舗を他人に貸す動機付けの不足や、いったん空き店舗を埋めても意欲や知識・経験のある事業者でないとすぐに空き店舗に戻ってしまうなどの理由から、空き店舗の増加に歯止めがかかっていないのが現状である。抜本的な対策のためには、意欲ある店主、開業希望者、後継者等の発掘・育成など、以下のような個店支援を実施すべきである。

- ・意欲はあるが商店経営の知識が十分でない者に対し、経営指導や成功者の元での実地研修などを通じて、商店街の中核店舗となるのに必要な実践的な知識を提供する取組を支援。
- ・高齢化等のために閉店したが、店舗の二階に居住しているため、一階の店舗部分を開業希望者に貸せず空き店舗化している等の場合に、改装工事等の問題解決に資する取組を支援。
- ・その際、ただ空き店舗を埋めるのではなく、商店街全体が魅力的な商業集積となるよう、タウンマネジメントの視点から適正な規模や配置にも留意することが重要。

### (3) 地域における取引ネットワークの強化

- ①内需減少、取引構造の変化から、地域における製造業者のみならず、サービス業者、小売業者、生業関係事業者等を含めた中小・小規模企業を取り巻くビジネス環境が変化している。
- ②こうした中、個社での販路開拓や産業集積の活性化に加えて、地域における取引ネットワークを強化する取組の萌芽が見られており、こうした取組を一層進めていくことが重要である。

【図46】地域における取引ネットワークの強化の事例

- 地域内の異業種ネットワークによる域内調達の強化 <ふくい青年中央会>
- ・地域の様々な業種からなる800名のネットワークを活用し「どうせ買うなら」そのネットワークの構成員の中から調達する運動を実施。
- ・開始から2年目で、4000万円の売上を記録。(初年度1500万円)

#### 4. 関係省庁が連携した中小・小規模企業支援

##### (1) 関係業種を所管する各省(厚労省、農水省、国交省等)における取組と連携

- ① 中小・小規模企業を構成する業種は、極めて多岐にわたり、その所管省庁も、中小企業のみならず、例えば、農林水産省、国土交通省、厚生労働省など、複数の省庁にまたがっている。こうした中、中小・小規模企業からは、関係省庁の連携を求める声が挙げられている。

所管省庁	業種
農林水産省	食品産業(製造、流通、外食等)
	水産加工業
国土交通省	建設業、不動産業
	自動車整備業、貨物自動車運送業
厚生労働省	生活衛生関係(理容、美容、クリーニング、飲食店等)

- ② これら関係各省は、本会議で出された意見を踏まえ、各業種に特有の課題についてそれぞれの省庁が責任を持って取り組むとともに、緊密に連携しながら中小・小規模企業に共通する課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要である。
- ③ その際、例えば、今般、本取りまとめで見直しを行うべきとされた小規模企業支援法の認定に際して関係省庁の支援策の認定等を活用するとともに、申請手続についてもワンストップ化するなど、各業所管省庁の支援策と中小企業庁の支援策を連携させていくことが必要である。

##### (2) 技術・技能の承継や人材育成の分野における関係省庁間の連携

上述したとおり、技術・技能の継承や、学校教育におけるキャリア教育等も含めた若手人材の確保・育成・定着といった分野において、経済産業省(中小企業庁)・厚生労働省・文部科学省の関係各省が緊密に連携し、効率的かつ効果的な施策を講じていく必要がある。

## 5. 行政、関係機関等の施策実施体制

### (1)現場の「生の声」に基づく政策の立案・実施と「現場力」の抜本的向上

- ①今般、本会議を開催するに当たり、総会、3回のワーキンググループ、青年層・女性層の会合、30カ所以上にわたる地方会議、ネット・メールによる意見の募集などを通じ、全国津々浦々の中小・小規模企業関係者より、極めて広範な意見(現場の「生の声」)を伺った。これら「生の声」は、一つ一つが具体的かつ切実であり、これまでの中小企業政策のあり方・運用を真摯に見直す上で貴重な意見となった。今回のこうした取組が一過性の取組に終わることのないよう、今後、行政機関はもちろんのこと、中小機構や中小企業団体等の関係機関も含め、現場の「生の声」を幅広く真摯に伺い、これに基づき施策を立案・実施する必要がある。
- ②行政機関、中小機構や中小企業団体等の関係機関は、本会議の場でも指摘があったように、現場を「足」でまわることにより、現場(各企業)の実態をできる限り企業側と同じ目線で把握するよう、「現場力」の再生・抜本強化に真剣に取り組むべきである。
- ③また、今般、岡山県や東京都荒川区において、自主的に地元の中小・小規模企業から「生の声」を伺う地方会議が開催されたが、こうした取組を意欲的かつ自発的に行うことが、地方自治体の今後のあるべき姿として期待される。

### (2)津々浦々にわたるきめ細かな情報提供

- ①本会議では、全国隅々に至る様々な中小・小規模企業に対し、中小企業政策に関する情報提供が必ずしもわかりやすく行われておらず、十分に施策を活用し切れていないのではないかという指摘が多くなされた。
- ②このため、施策や経営支援に関する情報提供が津々浦々に行き渡るよう、これまでの行政機関や関係機関が、その意識・熱意や実施方法を根本から見直すとともに、今般、構築すべきと提言された「新たな“知識サポート”プラットフォーム」を中心に、より一層きめ細かな情報提供を実現するものとする。
- ③あわせて、中小・小規模企業においても、情報提供を待つだけでなく、自ら国や自治体の支援策を積極的に活用する意識・姿勢が重要である。国、自治体、経営支援主体等においても、これを啓発していく必要がある。

### (3)既存支援策の運用の見直し(申請手続の抜本的な簡素化等)

- ①本会議では、

- ・既存の支援策は、事業の期間や規模が実態に即しておらず活用しづらい
  - ・既存支援策に係る申請手続は、小規模企業にとって煩雑で活用しづらい
- といった意見が数多く出された。

＜本会議における意見＞

**【既存支援策の運用の見直し】**

- ジャパンブランド事業の期間は3年。世界市場を狙うには3年目にはじめてスタートに立てる状況であり、長期的な支援をお願いしたい。(地方会議)
- 支援のサイズを中小企業が使える小さいものを考えて欲しい。(地方会議)
- 技術支援について、金額は少なくてよいので、書類は簡素ですぐ出してくれるようなものがよい。(地方会議)
- 技術力向上のため、設備メーカーが主催する技術研修への派遣が一番効果的だが、キャリア形成促進助成金の対象とならない。(地方会議)
- 補助金の要件が厳しいものや、事業が完了した後でないと支払がされないものは使いにくい。(地方会議)

**【申請手続の簡素化】**

- あらゆる支援策・助成金が使いづらい。申請には書類を沢山書かなければいけないが、その間にチャンスを逃してしまう。(地方会議)
- 新連携の認定をもらったが、補助金は使わなかった。作成すべき書類が多すぎてその余裕がとれなかったことが原因。(地方会議)
- 施策の事務処理について、毎年度考え方が変わり困っている。以前は変更届を出せば対応してもらえたのに、できなくなったことが残念。(地方会議)

②このため、以下のとおり、既存支援策の運用を見直すとともに、小規模企業向けの申請手続を抜本的に簡素化する。

- ・特に、具体的な指摘のあったJAPANブランド育成支援事業等の海外展開支援施策、サポイン事業、職業・教育訓練に係る支援対象などをはじめ、全ての中小・小規模企業施策について現行運用のあり方を総点検し、主として以下のような観点から、小規模企業が活用しやすく、かつ、一層効果的な支援となるよう制度運用を抜本的に見直す。

－小規模企業のニーズに合った補助金額の小口化

－補助金の交付対象の用途制限の緩和

(例えば、販路開拓補助金では、ビジネスへつなげるための経費も可能な限

り認める)

－ 交付期間の長期化

(小さな企業のビジネスの実態に合わせ、長期的な支援を実施)

－ 概算払いの活用

(起業・創業など、資金調達の観点から、必要な場合に、概算払いの活用を円滑化)

- ・ 小規模企業向けの補助金等の申請手続については、中小・小規模企業施策に係る全ての申請手続について総点検を行い、例えば、申請書を2枚程度とするなど、一切の無駄を排除し、申請手続を抜本的に簡素化する。
- ・ 今般、本取りまとめにより提言された新たな支援策についても、上記と同様、申請手続等を最大限簡素化するものとし、煩雑なものとならないようにする。

#### **(4) 関係省庁間の緊密な連携**

- ・ 上記4. のとおり、中小・小規模企業政策は、中小企業庁を中心としつつも、必ずしも、その範囲にとどまるものではなく、関係省庁にまたがるものである。このため、中小企業庁をはじめ、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、金融庁等の関係省庁は、緊密に連携しつつ、効果的に取組を進めるものとする。
- ・ また、少子高齢化や人口減少、長引くデフレ、円高、電力問題などの構造的な課題に対し、政府として、関係省庁が連携してしっかりと取り組んでいく。

#### **(5) 国と地方の役割分担**

- ① 中小・小規模企業施策については、国のみならず、都道府県や市町村といった地方公共団体においても地域の特色に応じた取組が行われており、双方が適切に役割分担を行い、効果的に支援を行っていくことが重要である。
- ② 他方、これまで、国では、1999年の中小企業基本法改正を経て小規模企業に焦点を当てた政策が十分講じられておらず、また、各地方公共団体ごとに状況は異なるものの、一連の国から地方公共団体への小規模企業関連施策の移管後も、全体として、必ずしも、地方公共団体側で関連施策がきめ細かで厚みのあるものとして重点化されている状況にもない。
- ③ このため、国自身においても、もう一度、小規模企業に焦点を当てた施策体系を再構築することが必要と考えられる。但し、その際には、地方公共団体による取組との役割分担を考慮し、効率的かつ効果的な施策の実施が求められる。

## おわりに

我が国の地方の疲弊は厳しさを増している。しかし、世界的にみると、多くの国では、地方にまで産業や企業の根が行き渡らず、地域の経済や社会生活は惨憺たる状況にあることが多い。日本ほど地方にも産業や企業がしっかりと根づき、そこで人々が働き、暮らし、子供を育て、苦しい中にも一定の地域生活を可能にしている国はそれほど多くはない。

この地域の経済や社会生活を支えている根幹が、まさに今回の会議の主役である一つ一つの“ちいさな企業”である。この“ちいさな企業”が、日々、歯を食いしばり、工夫を重ね、困難を乗り越えて企業活動を進めることにより、雇用が生み出され、地域の人々の生活が可能となっている。

他方、少子高齢化とそれに伴う国内需要の減少、新興国の台頭と大企業の海外流出、未曾有の円高や震災など、“ちいさな企業”を巡る内外環境は、大きな構造上の変化に直面している。こうした厳しい環境下で、“ちいさな企業”が新たな国内外のパラダイムに対応できるよう自己変革できるか、今、まさに我々はその岐路に立っている。

今回の会議では、経営支援体制、技術力、販路開拓といった様々な経営上の課題が討議されたが、“ちいさな企業”の最大の財産であり、すべての源泉は、やはり「人」である。我が国の“ちいさな企業”を経営する「人」、そこで働く一人一人の「人」の真面目さ、ひたむきさ、誠実さ、真摯さは、世界的に見ても類を見ない。このような国民は世界のどこにも他にないと言ってよい。その「人」の中にこそ、新たな内外パラダイムの中で厳しい状況を乗り越え、日本が「未来」を創り出す可能性が秘められている。

今回の会議でも、国や行政による支援のみならず、“ちいさな企業”自身の自立・自活・努力が重要であるとの意見が数多く出された。我が国が資本主義国家である以上、あくまでも、企業自身の才覚と努力がすべての源泉であり、国や行政は、それを最大限に支援するという関係にあり、国や行政が個々の企業活動の責任をとることはできない。しかし、国や行政が“ちいさな企業”と一緒にあって新たな未来を切り拓き、皆で日本の経済社会を豊かなものにするという真摯な態度が重要であり、いわば、そのためには両者の息の合った“共同作業”が必要となる。

しかし、これまで、今回の会議のように、全国津々浦々の個々の“ちいさな企業”自身と国や行政が直接に対話する機会がなかった。これは、国や行政の怠慢と真摯さ

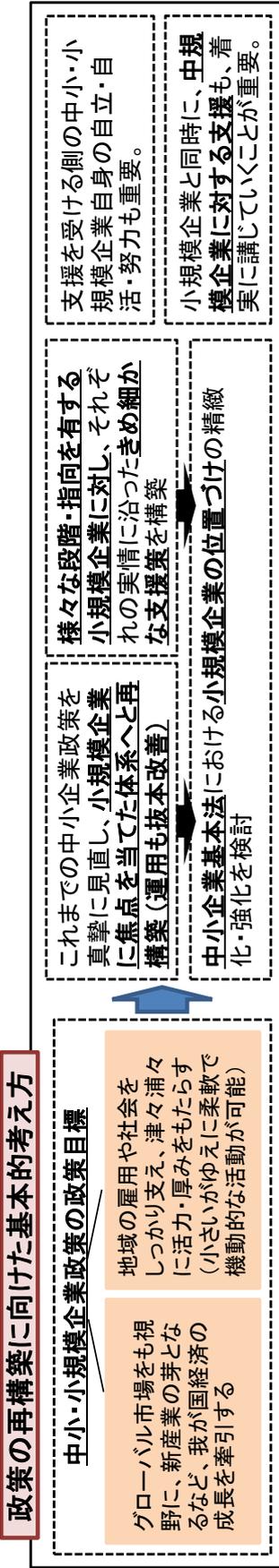
の欠如と言ってよい。本来、現場の「生の声」を聞かずして、それぞれの企業の実態に合った効果的な政策を実施することはできないからである。

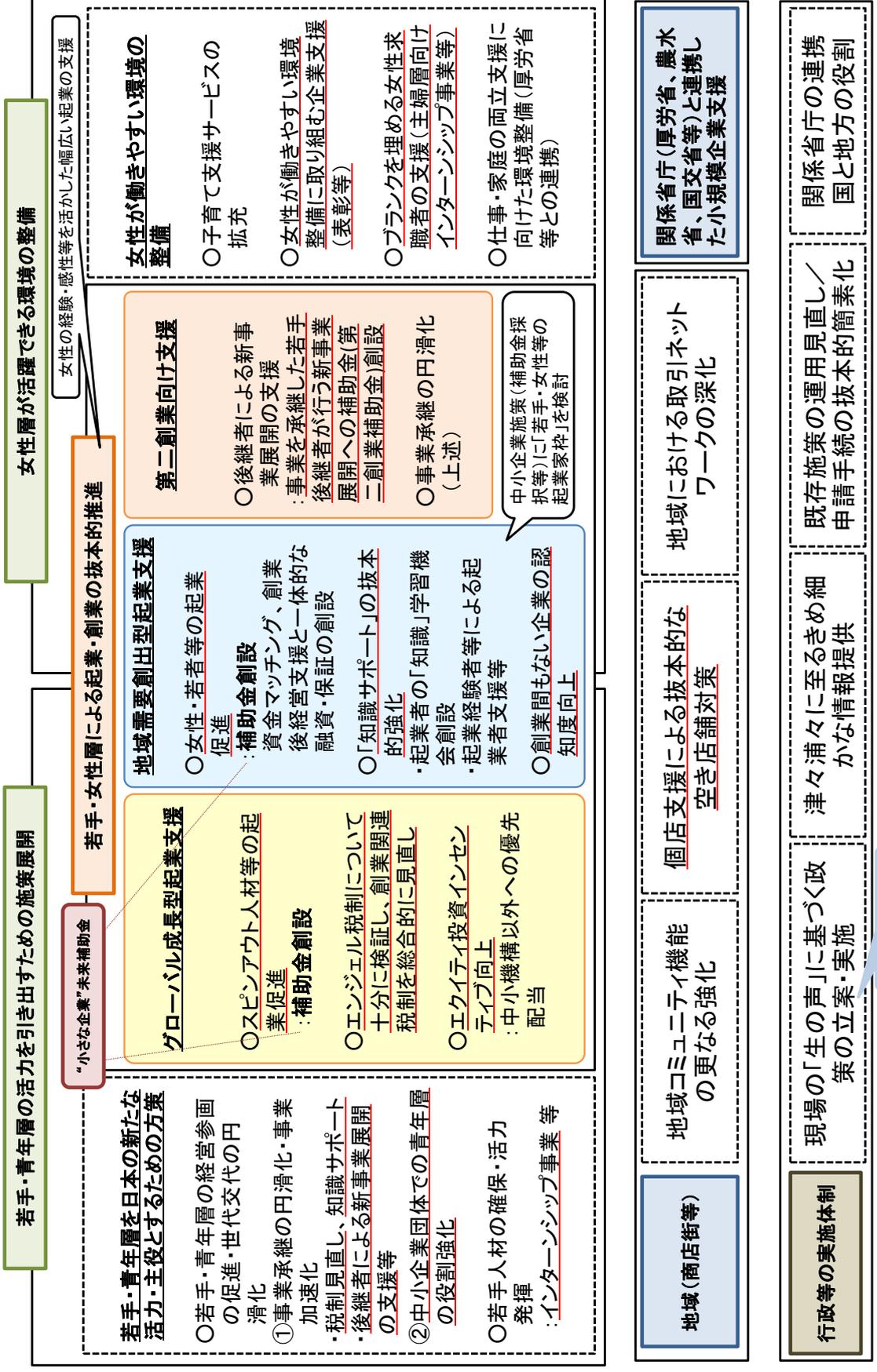
他方、今回の会議では、「たった3分程度の発言機会では話したいことをきちんと話すことができない」「言いたいことも十分に言えないまま、会議が終わった」といった意見も多く見られた。しかし、国や行政は、これまで、その3分の話をもきちんと聞いてこなかったというのが実態である。そして、今回のその3分をもって、個々の“ちいさな企業”と国や行政との対話が終了したことを意味しない。むしろ、その3分こそが、これからの両者の深く長い対話のスタートである。つまり、今回の会議は、いったんここで取りまとめを行うものの、両者の対話は、それをもって「終わった」のではなく、むしろ、ここからスタートするのである。

コアメンバー、サポーター、地方会議への参加者、メール・ネットで意見を提出された方々など、今回、新たに構築された「人」のネットワークを引き続き大切にし、今後も、具体的な仕組みとして、国や行政と“ちいさな企業”が対話を継続的に行っていくことは、国や行政に課せられた当たり前の義務である。あくまでも、今回の会議は、そのスタートの第一歩に過ぎないのである。

こうした対話の中で、国や行政も、“ちいさな企業”自身も、互いに理解を深めるとともに、それぞれ、自らが責任を持って果たすべき仕事や役割に真摯に取り組むことにより、一人一人が「明日は今日よりもよくなる」と将来に夢や希望が持てるよう、皆で、新たな日本の未来を切り拓き、「たくましい日本」を創り出していくことが求められている。

# “ちいさな企業”未来会議の取りまとめの概要 ～中小・小規模企業が活用しやすい施策・運用の再構築に向けて～





## “ちいさな企業” 未来会議コアメンバー 名簿 (全国から総勢148名)

### 共同議長

枝野 幸男 経済産業大臣  
岡村 正 中小企業政策審議会会長・日本商工会議所会頭

### コアメンバー

#### 【顧問団（団体の長等）】

池田 隼啓 日本税理士会連合会 会長 <大阪府>  
石澤 義文 全国商工会連合会 会長 <富山県>  
金田 修 全国社会保険労務士会連合会 会長 <東京都>  
北山 孝次 日本行政士書士会連合会 会長 <大阪府>  
坪井 明治 全国商店街振興組合連合会 理事長 <愛知県>  
鶴田 欣也 全国中小企業団体中央会 会長 <愛知県>  
南雲 弘行 日本労働組合総連合会 事務局長 <東京都>

#### 【青年代表、女性代表、雇用者代表】

井川 直樹 公益社団法人日本青年会議所 会頭 <愛媛県>  
小川 博司 全国商店街振興組合連合会青年部 部長 <高知県>  
吉川 稲 全国商工会議所女性会連合会 会長 <東京都>  
佐久間恒好 全日本トラック協会 青年部代表 <東京都>  
末武 栄子 全国商工会女性部連合会 会長 <新潟県>  
兵頭 弘章 日本商工会議所青年部 平成23年度会長 <愛媛県>  
平賀 ノブ 全国レディース中央会 会長 <宮城県>  
堀井 聖介 全国中小企業青年中央会 会長 <京都府>

眞中 行雄 J A M 会長 <東京都>  
宮窪 大作 全国商工会青年部連合会 会長 <富山県>  
山根 孝徳 日本基幹産業労働組合連合会 中央執行委員 <東京都>  
吉山 秀樹 U I ゼンセン同盟地方部会 常任執行委員 <東京都>

【小規模企業、生業】

今村 年男 (株)今村石油店 取締役 <奈良県>  
折原 浩 (株)ディセンター 代表取締役 <東京都>  
木内 博一 農事組合法人和郷園 代表理事 <千葉県>  
高橋 伸治 (株)高德海産 取締役 <宮城県>  
中川 宏明 (株)Verb Creation 代表取締役 <東京都>  
中村靖富満 (株)やまだ屋 代表取締役社長 <広島県>  
姫野 清高 (株)桃太郎海苔 代表取締役 <大分県>  
宮城 治男 特定非営利活動法人エティック 代表理事 <東京都>  
宮本 周司 (株)宮本酒造店 代表取締役 <石川県>  
柳沼 大介 (株)いわきちョコレート 代表取締役 <福島県>

【サービス業（介護、流通等）】

小山 敬子 医療法人社団大浦会 理事長 <熊本県>  
小林 一 (株)ミロク情報サービス 税経システム研究所 客員研究員  
齋藤 充弘 全日本食品(株) 代表取締役社長 <東京都>  
篠塚 恭一 (株)S P I あ・える倶楽部 代表取締役 <東京都>  
下村 朱美 (株)シェイプアップハウス 代表取締役社長 <東京都>  
富永 太郎 福岡倉庫(株) 代表取締役社長 <福岡県>  
中澤 清一 四国管財(株) お客様係 & 代表取締役 <高知県>  
中橋恵美子 N P O 法人わははネット 理事長 <香川県>

長屋 勝利 (株)北栄自動車工業所 取締役営業部長  
長谷川裕一 (株)はせがわ 代表取締役会長 <福岡県>  
二神 雅一 (株)創心會 代表取締役 <岡山県>  
横田 純子 特定非営利活動法人素材広場 理事長 <福島県>  
渡辺 達朗 専修大学 教授 <神奈川県>

### 【ものづくり】

伊藤 麻美 日本電鍍工業(株) 代表取締役 <埼玉県>  
大谷 直子 新熱工業(株) 代表取締役社長 <茨城県>  
川田 達男 セーレン株式会社 代表取締役会長兼社長 <福井県>  
木ノ本 裕 木ノ本伸線(株) 代表取締役社長 <大阪府>  
清川 卓二 清川メッキ工業(株) 専務取締役 <福井県>  
小林 知行 (株)諏訪田製作所 代表取締役 <新潟県>  
佐藤 孝造 佐藤鋳工(株) 取締役社長 <北海道>  
諏訪 貴子 ダイヤ精機(株) 代表取締役 <東京都>  
千葉 英樹 (株)チバダイス 代表取締役社長 <埼玉県>  
野上 良太 (株)野上技研 代表取締役 <茨城県>  
蜂谷 真弓 坂口電熱(株) 代表取締役社長 <東京都>  
浜野 慶一 (株)浜野製作所 代表取締役 <東京都>  
藤井 徹也 (株)キメラ 代表取締役 <北海道>  
溝上 浩司 (有)MIZOUE PROJECT JAPAN 取締役社長 <広島県>  
山田 茂 (株)山田製作所 代表取締役社長 <大阪府>

### 【建設業】

小田島直樹 (株)小田島組 代表取締役社長 <岩手県>  
西島 誉晃 西工(株) 専務取締役 <京都府>  
森 義久 (株)森建設 代表取締役 <鹿児島県>

### 【クリエイティブ産業】

- 井上 隆太 (株)パル 代表取締役社長 <大阪府>  
岡部 淳也 (株)IDA 代表取締役社長 <埼玉県>  
菊池 宣広 (株)ピーエーワークス 専務取締役 <富山県>  
熊倉 隆行 (株)江戸切子の店華硝 取締役 <東京都>  
小杉 幸一 アートディレクター <東京都>  
千金楽健司 (株)アパレルウェブ 代表取締役&CEO <東京都>  
本田勝之助 (有)会津食のルネッサンス 代表取締役 <福島県>  
保田 充彦 (株)ズームス 代表取締役 <兵庫県>

### 【海外展開、新事業・新連携】

- 出雲 充 (株)ユーグレナ 代表取締役社長 <東京都>  
小林 元文 (株)二葉 代表取締役 <東京都>  
坪井 巖 (株)トリム 代表取締役社長 <沖縄県>  
内藤 大輔 (株)北国生活社 代表取締役 <北海道>  
西辻 一真 (株)マイファーム 代表取締役 <京都府>  
花輪 篤稔 東京彫刻工業(株) 代表取締役 <東京都>  
細谷 泰 (株)ホソヤ 代表取締役社長 <神奈川県>  
松木 一浩 (株)ビオファームまつき 代表取締役 <静岡県>  
南川 勤 ミナミ産業(株) 代表取締役社長 <三重県>

### 【商店街】

- 東 朋治 (有)協働研究所 取締役 <大阪府>  
阿部 眞一 岩村田本町商店街振興組合 理事長 <長野県>  
木下 斉 一般社団法人エリア・イノベーション・アライアンス 代表理事 <東京都>  
竹本 慶三 させぼ四ヶ町商店街協同組合 理事長 <長崎県>  
原田 弘子 マネジメントオフィスHARADA 代表 <広島県>

本川祐治郎 比美町商店街振興組合副理事長（藤子Aワールド推進会議議長）  
<富山県>

松井洋一郎 岡崎まちゼミの会 代表 <愛知県>

#### 【女性経営者】

阿部 タ子 (株)MammyPro 代表取締役 <北海道>

亀山 初美 四国ドリームビズ 代表 <香川県>

桑野 和泉 (株)玉の湯 代表取締役社長 <大分県>

小谷由美子 (株)カーロカーラ 代表取締役 <石川県>

佐川八重子 (株)桜ゴルフ 代表取締役 <東京都>

園田 正世 北極しろくま堂(有) 代表取締役 <静岡県>

平良 由乃 (株)プラザハウス 代表取締役社長 <沖縄県>

築野 富美 築野食品工業(株) 代表取締役社長 <和歌山県>

寺本 哲子 (有)でじまむワーカーズ 代表取締役社長 <滋賀県>

原田 純子 (株)メルヘン 代表取締役社長 <東京都>

安本 知子 ペンション中宮 オーナー <石川県>

矢頭 美世子 株式会社やずや 代表取締役会長 <福岡県>

柳内 光子 山一興産(株) 取締役社長 <千葉県>

#### 【金融機関等（リレーションシップ・バンキング）】

落合 寛司 西武信用金庫 理事長 <東京都>

小出 宗昭 富士市産業支援センター センター長 <静岡県>

鷹箸 一成 (株)栃木銀行 常務取締役 <栃木県>

立野 国政 大川信用金庫 審査部経営支援課主任 <福岡県>

早川 慎一 福島県商工信用組合 常務理事 <福島県>

森下 友靖 小浜信用金庫 融資部副部長 <福井県>

山本 明弘 広島市信用組合 理事長 <広島県>

山本 浩治 としまビジネスサポートセンター コーディネーター <東京都>  
吉本 和彦 フィデアホールディングス(株) 代表執行役副社長 <山形県、秋  
田県>

#### 【税理士】

石高 雅美 石高雅美税理士事務所 所長 <山口県>  
植田 卓 植田会計事務所 所長 <大阪府>  
上西左大信 上西左大信税理士事務所 所長 <大阪府>  
城所 弘明 城所会計事務所 所長 <東京都>  
坂本 孝司 税理士法人坂本&パートナー 理事長 <静岡県>  
能任 利明 能任利明税理士事務所 所長 <北海道>  
牧 真之介 MSパートナーズグループ 代表 <東京都>

#### 【弁護士】

池内 稚利 光和総合法律事務所 <東京都>  
井上 晴夫 井上晴夫法律事務所 <島根県>  
武藤 佳昭 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー&マッケンゾー外国法事務弁  
護士事務所 <東京都>  
八木 宏 九頭竜法律事務所 <福井県>  
吉岡 毅 吉岡毅法律事務所 <東京都>

#### 【公認会計士、中小企業診断士、社労士、行政書士】

##### (公認会計士)

洪 誠悟 仰星監査法人 社員(パートナー) <大阪府>  
中村 元彦 中村公認会計士事務所 所長 <東京都>

##### (中小企業診断士)

大石 幸紀 大幸経営(有) 取締役社長 <東京都>  
山川美穂子 アクト経営問題研究グループ 代表 <東京都>

(社労士)

江田 博 江田労務経営事務所 <福岡県>  
久禮 和彦 久禮経営労務管理事務所 <東京都>  
白石多賀子 雇用システム研究所 <東京都>

(行政書士)

岸本 敏和 静岡県行政書士会 会長 <静岡県>  
矢野 浩司 愛媛県行政書士会 会長 <愛媛県>

### 【公的金融機関、事業再生、JETRO、中小機構】

(公的金融機関)

中村 廉平 (株)商工組合中央金庫 組織金融部担当部長 <東京都>  
長満 崇 (株)日本政策金融公庫 (国民生活事業) 川崎支店融資第二課長  
<神奈川県>  
堀川 有一 (株)日本政策金融公庫 (中小企業事業) 東京支店営三事業融資  
課長 <東京都>  
山中 秀彦 (株)商工組合中央金庫 組織金融部次長 <東京都>

(事業再生)

伊藤 久人 京都府中小企業再生支援協議会 統括責任者 <京都府>

(JETRO)

水田 賢治 (独)日本貿易振興機構 企画部事業推進主幹 (中小企業) <東  
京都>

(中小機構)

岡田 恵実 (独)中小企業基盤整備機構 新事業支援部 ハンズオン支援グ  
ループ ハンズオン支援課 課長代理<東京都>  
林 隆行 (独)中小企業基盤整備機構 ファンド事業部ファンド管理課  
課長代理 <東京都>

【都道府県庁】

上藤 正純 福井県産業労働部産業政策課 主任 <福井県>  
佐保 幸伸 佐賀県農林水産商工本部商工課 主査 <佐賀県>  
杉原 健司 島根県商工労働部情報産業振興室 主任 <島根県>  
都竹 淳也 岐阜県商工労働部商工政策課 課長補佐 <岐阜県>  
山口 郁彦 青森県商工労働部商工政策課 主幹 <青森県>  
渡辺 博幸 山形県商工観光部産業政策課 課長補佐 <山形県>

【マスコミ・雑誌関係】

石堂 隆史 (株)日刊工業新聞社 編集局第2産業部長 <東京都>  
石渡 健文 (株)マガジンハウス 執行役員 第2編集局長 <東京都>  
伊藤 祐三 一般社団法人共同通信社 編集局地域報道部編集委員兼地域再  
生事務局長兼論説委員 <東京都>  
白壁 達久 (株)日経BP社 日経ビジネス編集部 記者 <東京都>  
野坂 雅一 (株)読売新聞 論説副委員長 <東京都>

## “ちいさな企業”未来会議 審議スケジュール

### 【総会】

○第1回総会 平成24年3月3日(土)

- 議題
- ・ 中小・小規模企業の現状と課題
  - ・ 中小・小規模企業を巡る実態・課題とこれまでの政策の評価等
  - ・ 次代を担う若手・青年層、女性層の活力発揮
  - ・ 「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等)
  - ・ 運営委員会、草の根委員会、地方会議について

○第2回総会 平成24年6月16日(土)

- 議題
- ・ 取りまとめ(案)について
  - ・ 草の根推進委員会の報告について
  - ・ 今後の小さな企業と国・行政、「人」と「人」とのネットワークの構築

### 【ワーキンググループ】

○第1回ワーキンググループ 平成24年3月29日(木)

- 議題
- ・ 中小・小規模企業の課題の克服①  
～資金調達、基礎経営力、経営指導・経営支援～

○第2回ワーキンググループ 平成24年4月23日(月)

- 議題
- ・ 中小・小規模企業の課題の克服②  
～技術力・人材、販路開拓、取引関係 等～

○第3回ワーキンググループ 平成24年5月16日(水)

- 議題
- ・ 中小・小規模企業の課題の克服③
    - 次代を担う若手・青年層、女性層の活力発揮
    - 「地域」の中の中小・小規模企業(商店街等) 等

### 【青年会合/女性会合】

○青年会合/女性会合 平成24年5月28日(月)

- 議題
- ・ 次代を担う若手・青年層、女性層の活力発揮 等

### 【地方会議】

○全国31カ所にて開催(詳細は別紙参照)

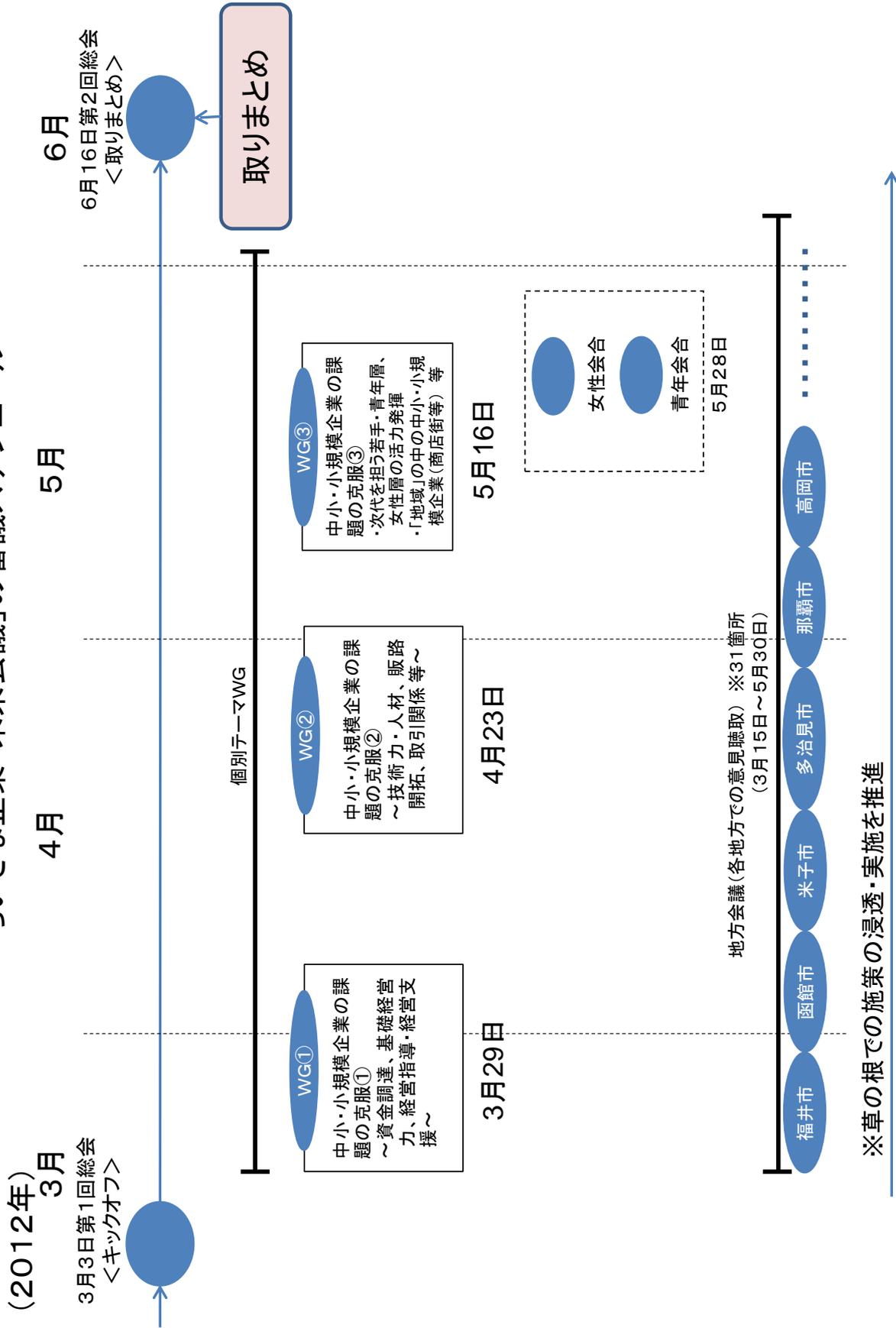
※これに加え、岡山県、東京都荒川区の2箇所でも地方会議を自主開催

## ”ちいさな企業”未来会議 地方会議の開催結果

開催地	開催場所	開催日	曜日	会議時間	会議参加者数
1 福井県	福井市 福井商工会議所ビル	3月15日	(木)	14時-16時	120名
2 北海道	函館市 函館北洋ビル	3月17日	(土)	13時半-15時半	140名
3 鳥取県	米子市 米子商工会議所ビル	3月18日	(日)	13時半-15時半	90名
4 岐阜県	多治見市 多治見市産業文化センター	3月24日	(土)	13時半-15時半	90名
5 沖縄県	那覇市 沖縄県市町村自治会館	3月26日	(月)	13時半-15時半	60名
6 富山県	高岡市 富山県高岡文化ホール	4月9日	(月)	13時半-15時半	115名
7 島根県	出雲市 出雲商工会館	4月11日	(水)	14時半-16時半	90名
8 宮城県	大崎市 芙蓉閣	4月14日	(土)	13時半-15時半	115名
9 茨城県	水戸市 茨城県水戸合同庁舎	4月15日	(日)	13時半-15時半	100名
10 大分県	大分市 大分商工会議所ビル	4月16日	(月)	15時-17時	120名
11 愛媛県	松山市 松山市総合コミュニティーセンター	4月18日	(水)	14時-16時	120名
12 大阪府	東大阪市 クリエーションコア東大阪南館	4月21日	(土)	14時半-16時半	125名
13 福島県	三島町 (車座) 三島町町民センター	4月24日	(火)	13時半-15時半	60名
14 高知県	四万十町 (車座) 窪川四万十会館	4月25日	(水)	13時半-15時半	50名
15 愛知県	豊田市 豊田商工会議所	5月12日	(土)	13時半-15時半	100名
16 山形県	米沢市 伝国の杜	5月12日	(土)	15時-17時	70名
17 長野県	諏訪市 長野県諏訪地方事務所	5月13日	(日)	14時-16時	110名
18 京都府	京都市 京都リサーチパーク	5月13日	(日)	14時-16時	125名
19 岩手県	葛巻町 (車座) 総合センター	5月14日	(月)	13時半-15時半	50名
20 佐賀県	有田町 (車座) 大有田焼会館	5月15日	(火)	13時半-15時半	65名
21 埼玉県	さいたま市 さいたま新都心合同庁舎1号館	5月19日	(土)	13時半-15時半	100名
22 石川県	金沢市 (財)石川県産業創出支援機構 石川県地場産業振興センター	5月20日	(日)	13時半-15時半	110名
23 奈良県	奈良市 奈良県新公会堂	5月20日	(日)	13時半-15時半	115名
24 広島県	呉市 ビュー・ポート呉	5月21日	(月)	13時半-15時半	150名
25 青森県	青森市 青函連絡船メモリアルシップ 八甲田丸	5月22日	(火)	13時半-15時半	70名
26 東京都	多摩地区 多摩職業能力開発センター 人材育成プラザ	5月26日	(土)	14時-16時	160名
27 静岡県	静岡市 静岡県総合研修所もくせい会館 「静岡県職員会館」	5月27日	(日)	13時半-15時半	120名
28 鹿児島県	鹿児島市 鹿児島市役所	5月27日	(日)	14時-16時	100名
29 福岡県	福岡市 福岡商工会議所	5月28日	(月)	13時半-15時半	120名
30 新潟県	十日町市 (財)十日町地域地場産業振興センター	5月29日	(火)	14時-16時	130名
31 山梨県	南アルプス市 (車座) 桃源文化会館	5月30日	(水)	13時半-15時半	70名

※これに加え、岡山県、東京都荒川区の2箇所でも地方会議を自主開催

# 「“ちいさな企業” 未来会議」の審議スケジュール



“日本の未来” 応援会議～小さな企業が日本を変える～  
 (略称：“ちいさな企業” 未来会議)

